

農村地域防災減災事業実施要領

平成25年2月26日付け 24農振第2118号
最終改正 令和7年4月1日付け 6農振第2918号

各地方農政局長
国土交通省北海道開発局長
内閣府沖縄総合事務局長
北海道知事

} 殿

農林水産省農村振興局長

第1 趣旨

農村地域防災減災事業の実施に関しては、農村地域防災減災事業実施要綱（平成25年2月26日付け24農振第2114号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）によるほか、この要領によるものとする。

第2 定義

1 本事業において、「中山間地域」とは、次に掲げる地域に該当する市町村又は次に掲げる地域を含む市町村をいう。

ア 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第1項（同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する過疎地域（同法第3条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。））、第41条第1項若しくは第2項（同条第3項の規定により準用する場合を含む。））、第42条又は第44条第4項の規定により過疎地域とみなされる区域を含み、令和3年度から令和8年度までの間に限り、同法附則第5条に規定する特定市町村（同法附則第6条第1項、第7条第1項及び第8条第1項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を、令和3年度から令和9年度までの間に限り、同法附則第5条に規定する特別特定市町村（同法附則第6条第2項、第7条第2項及び第8条第2項の規定により特別特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を含む。

イ 山村振興法第7条第1項の規定に基づき指定された振興山村

ウ 離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域

エ 半島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域

オ 沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第3項に規定する離島

カ 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第4項の規定に基づき公示された特定農山村地域

キ 豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条に基づき指定された特別豪雪地帯

ク 棚田地域振興法（令和元年度法律第42号）第7条第1項の規定に基づき指定された

指定棚田地域

2 本事業において、「災害防除対策推進地域等」とは、以下のいずれかの要件を満たす地域をいう。

ア 大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第3条に基づき指定された地震防災対策強化地域

イ 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第3条に基づき指定された南海トラフ地震防災対策推進地域

ウ 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号）第3条に基づき指定された日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域

エ 首都直下地震対策特別措置法（平成25年法律第88号）第3条に基づき指定された首都直下地震緊急対策区域

オ 台風常襲地帯における災害の防除に関する特別措置法（昭和33年法律第72号）第3条に基づき指定された台風常襲地帯

カ 豪雪地帯対策特別措置法第2条に基づき指定された地域

キ 中山間地域

ク 過去に大規模地震が発生したことがある地域又は今後大規模地震が発生するおそれの高い地域

ケ その他上記地域の指定要件と同等の地域であって、農林水産省農村振興局長（以下「農村振興局長」という。）が必要と認める地域

3 本事業において、「二次災害が予想される地区」とは、豪雨、地震、社会的要因等により当該地区の農用地や農業用施設等が被害を受けた場合に、この被害を原因として、農用地、住宅、公共施設等に被害を及ぼすことが予想される地区をいう。

第3 事業内容等

1 調査計画事業

調査計画事業（要綱別表1のⅠの（1）の調査計画事業をいう。以下同じ。）の運用は、要領別紙1によるものとする。

2 整備事業

用排水施設等整備（要綱別表1のⅡの（1））及び災害管理施設等整備（要綱別表1のⅡの（2））の事業種類及び事業内容は、要領別表1のとおりとする。

（1）防災ダム整備事業（要領別表1の1の（1）の防災ダム整備事業をいう。以下同じ。）の運用は、要領別紙2によるものとする。

（2）ため池整備事業（要領別表1の1の（2）のため池整備事業をいう。以下同じ。）の運用及び取扱いは、要領別紙3及び要領別紙3－2によるものとする。

（3）用排水施設等整備事業（要領別表1の1の（3）の用排水施設等整備事業をいう。以下同じ。）の運用及び取扱いは、要領別紙4及び別紙4－2によるものとする。

（4）農地保全整備事業（要領別表1の1の（4）の農地保全整備事業をいう。以下同じ。）の運用及び取扱いは、要領別紙5及び別紙5－2によるものとする。

（5）地域防災機能増進事業（要領別表1の1の（5）の地域防災機能増進事業をいう。

以下同じ。)の運用は、要領別紙6によるものとする。

(6) 農業用河川工作物等応急対策事業(要領別表1の1の(6)の農業用河川工作物等
応急対策事業をいう。以下同じ。)の運用は、要領別紙7によるものとする。

(7) 特定農業用管水路等特別対策事業(要領別表1の1の(7)の特定農業用管水路等
特別対策事業をいう。以下同じ。)の運用は、要領別紙8によるものとする。

(8) 水質保全対策事業(要領別表1の1の(8)の水質保全対策事業をいう。以下同
じ。)の運用は、要領別紙9によるものとする。

(9) 公害防除特別土地改良事業(要領別表1の1の(9)の公害防除特別土地改良事業
をいう。以下同じ。)の運用及び取扱いは、要領別紙10及び要領別紙10-2によるも
のとする。

(10) 地すべり対策事業(要領別表1の1の(10)の地すべり対策事業をいう。以下同
じ。)の運用は、要領別紙11によるものとする。

(11) 農業用施設等災害管理対策事業(要領別表1の2の(1)の農業用施設等災害管理
対策事業をいう。以下同じ。)の運用は、要領別紙12によるものとする。

(12) 農村防災施設整備事業(要領別表1の2の(2)の農村防災施設整備事業をいう。
以下同じ。)の運用及び取扱いは、要領別紙13及び要領別紙13-2によるものとし
る。

(13) 農業水利施設危機管理対策事業(要領別表1の2の(3)の農業水利施設危機管理
対策事業をいう。以下同じ。)の運用は、要領別紙16によるものとする。

(14) 防災重点農業用ため池緊急整備事業(要領別表1の1の(11)の防災重点農業用ため
池緊急整備事業をいう。以下同じ。)の運用は、要領別紙17によるものとする。

(15) ため池洪水調節機能強化事業(要領別表1の1の(12)のため池洪水調節機能強化事
業をいう。以下同じ。)の運用は、要領別紙18及び要領別紙18-2によるものとする。

(16) 湛水被害総合対策事業(要領別表1の1の(13)の湛水被害総合対策事業をいう。以
下同じ。)の運用は、要領別紙19によるものとする。

3 体制整備事業

(1) ため池緊急防災環境整備事業(要綱別表1のⅢの(1)のため池緊急防災環境整備事
業をいう。以下同じ。)の運用及び取扱いは、要領別紙14及び要領別紙14-2によるも
のとする。

(2) ため池群管理体制整備事業(要綱別表1のⅢの(2)のため池群管理体制整備事業を
いう。以下同じ。)の運用は、要領別紙15によるものとする。

4 土地改良法第87条の4等に基づく事業

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の4及び第96条の2(第96条の4において
準用する第87条の4第1項、第2項及び第4項に関するものに限る。)に基づき実施する
事業は、2に掲げる事業のうち、地震若しくは豪雨に対する安全性の向上を図るために、
又は老朽化したこと若しくは地盤の沈下、市街化の進展その他の周辺地域の自然的社会的
条件の変化等に起因して脆弱化したことにより決壊その他の事故による被害が生ずるおそ
れがあるために、必要な農業用排水施設の新設、廃止又は改修を内容とするものとし
る。

第4 事業実施主体

要綱第5の農村振興局長が別に定める事業実施主体は、要領別紙1から要領別紙19までに定めるとおりとする。

第5 農村地域防災減災総合計画等

- 1 都道府県知事は、要綱第6の1の農村地域防災減災総合計画を作成する場合は、関係市町村とともに、事業実施地区に係る土地改良区や農業協同組合等の関係機関団体と協議するものとする（要綱第6の1の農村振興局長が別に定めるものとは、要領別紙1の第2の1に掲げる事業をいう。）。
- 2 市町村長は、要綱第6の2の農村地域防災減災推進計画を作成する場合は、総合計画に即して、関係市町村とともに、事業実施地区に係る土地改良区や農業協同組合等の関係機関団体と協議するものとする（要綱第6の2の農村振興局長が別に定めるものとは、要領別紙1の第2の1に掲げる事業をいう。）。

第6 事業の実施要件

- 1 要綱第7の1の農村振興局長が別に定める要件は、要領別紙1から要領別紙19までに定めるとおりとする。
- 2 災害防除対策推進地域等において行う事業であって、要領別表1に掲げる事業を併せて行うもの（中山間地域にあっては、要領別表1に掲げるいずれかの事業を行うもの）については、要領別紙2から要領別紙13-2まで及び要領別紙17に掲げる面積要件にかかわらず、次に掲げる要件を満たすことをもって足りることとする（要領別表1の1の（4）、（9）及び（10）の事業にあっては、この限りでない。）。
 - （1）本事業の受益面積（要領別表1の1の（1）又は要領別表1の2の（1）にあっては防災受益面積）の合計がおおむね10ヘクタール以上であること。
 - （2）各々の施設又は施設が一体となってその効果を発揮する場合にあってはその一体の施設においてすべての効用がすべての費用を償うこと。
- 3 土地改良法第87条の2第1項第3号に掲げる事業として実施する場合については、末端支配面積がおおむね100ヘクタール以上の土地改良施設の更新を含むものであって、おおむね200ヘクタール（畑に係るものにあっては、100ヘクタール）以上の地積にわたる土地を受益地として事業を実施する場合とする。

第7 事業の申請

- 1 要綱第6の1の農村地域防災減災総合計画は、別記様式第1号によるものとする。
- 2 要綱第6の2の農村地域防災減災推進計画は、別記様式第2号によるものとする。
- 3 要綱第8の1の農村振興局長が別に定める場合は、次に掲げるものとする。
 - （1）予備費の使用が決定した場合又は補正予算が成立した場合であって、当該予備費又は補正予算を活用して事業を実施しようとする場合
 - （2）災害又は突発事故が発生した場合等であって、早急に事業を実施しようとする場合
 - （3）地すべり対策事業（要領別紙11の第2の4の事業を除く。）を実施しようとする場合
- 4 前項の（1）の場合において、翌年度の採択を希望して事業採択申請書等を提出済みの

地区については、要綱第8の事業採択申請書等を提出したものとみなす。また、事業採択申請書等を未提出の地区については、都道府県知事は、前項の（１）の場合が生じた後、遅滞なく事業採択申請書等を提出するものとする。

- 5 3の（２）又は（３）の場合においては、都道府県知事は、災害又は突発事故等が発生した後、遅滞なく事業採択申請書等を提出するものとする。
- 6 要綱第8の1の事業採択申請書は、別記様式第3号によるものとする。ただし、要領別表1の1の（10）の事業（要領別紙11の第2の4の事業を除く。）の事業採択申請書は、別記様式第3-2号又は第3-3号によるものとする。
- 7 要綱第8の1の事業計画概要一覧表（2以上の事業を併せ行う場合に限る。）は別記様式第4号によるものとする。
- 8 要綱第8の1の事業計画概要書は、別記様式第5号によるものとする。
- 9 要綱第8の3の実施計画書は、別記様式第6号によるものとする。

第8 審査の基準

要綱第8の2の事業採択申請書等の審査基準は、次に掲げる条件に照らして行うものとする。

- （１）事業の実施が技術的に可能であること
- （２）要領別紙2から要領別紙13-2までの事業、要領別紙14の第2の3、要領別紙17の第2の1及び2、要領別紙18の第2の1及び3並びに要領別紙19の事業にあっては、実施計画策定等を除き事業の効果が費用を償うものであること
- （３）水利権、土地その他の各種権利関係が調整され得る見通しがあること
- （４）関連する土地改良事業その他事業との関係が円滑に調整され得る見通しがあること

第9 事業の採択及び決定

要綱第8の2の農村振興局長が別に定める採択通知書は、別記様式第7号によるものとする。

第10 事業計画の変更の報告

要綱第9の3、5、7及び8の報告は、別記様式第8号によるものとする。

第11 助成

- 1 要綱別記の第2の6の農村振興局長が別に定める事業は、要領別紙3の第2の2の事業、要領別紙12の事業及び要領別紙17の第2の2の事業とする。
- 2 要綱別記の第2の8の農村振興局長が別に定める事業は、要領別紙12の第2の6の事業とする。
- 3 要綱別記の第2の9の農村振興局長が別に定める事業は、要領別紙9の事業とする。

第12 固定価格買取制度との調整

- 1 本事業により小水力、太陽光等再生可能エネルギーを活用した発電施設を設置し、都道府県、市町村、土地改良区及び土地改良事業団体連合会が再生可能エネルギー電気の利用

の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく固定価格買取制度により売電を行う場合には、発電開始後、「農業農村整備事業等により整備された小水力等発電施設整備に関する補助事業等と固定価格買取制度との調整について」（平成26年4月1日付け25農振第2313号農林水産省農村振興局長通知）に定めるところにより、売電収入の一部を国に納付することとする。

2 本事業により設置する太陽光発電施設は、災害等による停電時においても、農業水利施設等の操作や点検、監視等が行えるよう、次に掲げる要件のいずれかを満たすものとする。ただし、令和2年11月末日までに要綱第8に規定する事業の申請等を行い、その後採択通知を受けて整備するものについてはこの限りではない。

- (1) 停電時にも農業水利施設等の操作運転が可能となるよう、発電電力を農業水利施設等へ直接供給できる機能を有すること。
- (2) 農業水利施設等の管理所における所要電力を賄うため、管理所内の電気設備に発電電力を直接供給できる機能を有すること。

第13 その他

- 1 土地改良法に基づき本事業を行おうとする者は、土地改良事業計画を定めるものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、土地改良法第87条の4及び第96条の2（第96条の4において準用する第87条の4第1項、第2項及び第4項に関するものに限る。）に基づき本事業を行おうとする者は、緊急防災等工事計画を定めることとし、当該計画の作成に当たっては、「土地改良事業の計画の概要及び計画の作成について（昭和42年11月6日付け42農地C第375号農地局長通達。以下「農地局長通達」という。）」を準用するものとする。
- 3 土地改良法の手続によらずに本事業（別表1の1の(10)の事業を除く。）を行おうとする者にあっても計画を定めるものとし、当該計画の作成に当たっては、「農地局長通達」を準用するものとする。
- 4 本事業により整備された暗渠排水のうち、市町村又は土地改良区等が所有するとともに、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条に規定する市町村地域防災計画等において、地域排水機能の発揮により湛水被害の発生防止を図ることが位置付けられているものを地域排水型暗渠排水と称する。

なお、地域排水型暗渠排水を市町村が所有する場合にあつては、行政財産として適切に管理することとする。

- 5 本事業のうち、土地改良法の手続によらないものについては、事業実施主体となる者は、あらかじめ費用負担予定者及び施設予定管理者の同意を得るとともに、関係行政機関その他関係団体の意見を聴くものとする。また、施設予定管理者は施設等を常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図り、適正に管理運営するものとする。
- 6 本事業により整備された発電施設により固定価格買取制度による売電を行う場合は、当該発電施設の整備に要する経費を助成対象としない。ただし、都道府県、市町村又は土地改良区等が本事業により小水力、太陽光等再生可能エネルギーを活用した発電施設を設置し、固定価格買取制度により売電を行う場合にあつては、この限りでない。

- 7 本事業により農業用ため池を対象とした整備等を行う場合は、当該ため池が、農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成31年法律第17号）附則第2条第1項に規定する農業用ため池（国又は地方公共団体が所有するものを除く。）の届出又は同法第4条第3項に規定するデータベースへの記録がなされているため池であることを事業実施主体となる者は確認すること。
- 8 浸水想定区域図（ため池が決壊した場合の浸水想定範囲を明示した図をいう。以下同じ。）を作成した場合は、当該浸水想定区域図の電子データを地方農政局長等に速やかに提出すること。
- 9 本事業の実施に当たっては、農地地図情報の利活用を図ること等により、事業の効率的かつ効果的な推進に努めるものとする。
- 10 本事業による盛土・切土等の施工（宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第2条第2号から第4号までに規定される「宅地又は農地等において行う盛土その他の土地の形質の変更及び土石の堆積に関する工事」をいう。）に当たっては、土地改良事業計画設計基準等に基づき、安全性の観点から適切に設計・施工を行わなければならない。

この場合において、土地改良事業計画設計基準等に基づき施工を行うことができないとき、又は埋立によるため池の廃止を行うときは、宅地造成及び特定盛土等規制法の手続に従うものとする。

附 則

この要領は、平成25年2月26日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年2月6日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年3月28日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月9日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年12月11日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 第7の3の規定にかかわらず、平成29年度採択を希望する場合の事業採択申請書等の提

出期限は、平成29年10月末日までとする。

附 則

- 1 この通知は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 農村地域防災減災事業実施要領（平成25年2月26日付け24農振第2118号農林水産省農村振興局長通知。以下「要領」という。）第7の3の規定にかかわらず、平成30年度の採択を希望する場合の事業採択申請書等の提出期限は、平成30年10月末日までとする。
- 3 要領第3の2の（11）の農業用施設等災害管理対策事業の新規採択は、行わないものとする。
- 4 平成30年度当初予算の成立日前に採択された農業用河川工作物等応急対策事業のうち、土地改良施設耐震対策事業及び土地改良施設豪雨対策事業の取扱いについては、農村地域防災減災事業実施要領の一部改正について（平成30年3月30日付け29農振第1966号農林水産省農村振興局長通知）の施行後も、なお従前の例による。

附 則

- 1 この通知は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 農村地域防災減災事業実施要領（平成25年2月26日付け24農振第2118号農林水産省農村振興局長通知。以下「要領」という。）第7の3の規定にかかわらず、平成31年度の採択を希望する場合の事業採択申請書等の提出期限は、平成31年10月末日までとする。
- 3 要領第3の2の（13）の農業水利施設危機管理対策事業の着手期間は平成31年度から令和2年度までの2年間とする。
- 4 要領別紙3の第5の5及び要領別紙14の第6の1の都道府県ため池対策実施計画の策定は、令和2年度新規採択地区から作成するものとする。

附 則

この要領は、令和2年1月30日から施行する。

附 則

- 1 この通知は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 農村地域防災減災事業実施要領（平成25年2月26日付け24農振第2118号農林水産省農村振興局長通知。以下「要領」という。）第7の3の規定にかかわらず、令和2年度の採択を希望する場合の事業採択申請書等の提出期限は、令和2年10月末日までとする。
- 3 令和2年度当初予算の成立日前に採択された農業水利施設危機管理対策事業のうち、農業水利施設への転落等による被害の防止を図るための安全施設の整備の取扱いについては、農村地域防災減災事業実施要領の一部改正について（令和2年4月1日付け元農振第2934号農林水産省農村振興局長通知）の施行後も、なお従前の例による。
- 4 要領第3の2の（13）の農業水利施設危機管理対策事業の着手期間は平成31年度から令和2年度までの2年間とするが、農業水利施設における安全対策を実施するものについてはこの限りではない。

附 則

- 1 この通知は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 農村地域防災減災事業実施要領（平成25年 2 月26日付け24農振第2118号農林水産省農村振興局長通知。以下「要領」という。）第 7 の 3 の規定にかかわらず、令和 3 年度の採択を希望する場合の事業採択申請書等の提出期限は、令和 3 年10月末日までとする。
- 3 この通知による改正前の本要領の規定に基づき、令和 3 年度当初予算の成立日前に採択された農業水利施設危機管理対策事業のうち、農業用施設等の災害に係る危機管理のために必要な情報に関するシステムの整備及び土地改良施設の災害に係る危機管理向上のために必要な施設の整備の取扱いについては、なお従前の例による。
- 4 要領別紙17及び17-2の事業に対する予算措置は、防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法の有効期間内とする。

附 則

- 1 この通知は、令和 4 年 3 月 31 日から施行する。
- 2 この通知による改正後の農村地域防災減災事業実施要領（平成25年 2 月26日付け24農振第2118号農林水産省農村振興局長通知）第 3 の 2 の（15）及び（16）に掲げる事業（同要領第 7 の 3 に該当する場合を除く。）の採択を希望する場合にあっては、農村地域防災減災事業実施要綱（平成25年 2 月26日付け24農振第2114号農林水産事務次官依命通知）第 8 の 1 の規定にかかわらず、当該事業の令和 4 年度の採択を希望する場合の事業採択申請書等の提出期限は、令和 4 年10月末日までとする。

附 則

この通知は、令和 5 年 5 月 26 日から施行する。

附 則

この通知は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この通知は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(要領別表 1)

事業 区分	事業種類	事業内容
1. 用排水施設等整備	(1) 防災ダム整備事業	洪水調節用のダムの整備
	(2) ため池整備事業	災害発生のおそれのあるため池の整備等
	(3) 用排水施設等整備事業	災害発生のおそれのある用排水施設等の整備
	(4) 農地保全整備事業	農用地の保全と災害の未然防止を図るために行う排水施設や防風施設等の整備
	(5) 地域防災機能増進事業	地域の防災機能を増進させるために行う土地改良施設の整備
	(6) 農業用河川工作物等応急対策事業	災害発生のおそれのある農業用河川工作物等の整備
	(7) 特定農業用管水路等特別対策事業	石綿等が使用されている農業用管水路等の変更等
	(8) 水質保全対策事業	水質保全等を目的とした農業用排水施設等の整備等
	(9) 公害防除特別土地改良事業	農用地の土壌の汚染を防止するために行うかんがい排水施設の整備又は農用地の土壌の汚染を除去するために行う排土・客土等
	(10) 地すべり対策事業	地すべりの防止を図るために行う地すべり防止施設の整備等
	(11) 防災重点農業用ため池緊急整備事業	防災重点農業用ため池の整備等
	(12) ため池洪水調節機能強化事業	洪水調節機能の強化を目的としたため池の整備等
	(13) 湛水被害総合対策事業	湛水被害の防止を目的とした農業生産基盤の整備等

2. 災害管理 施設等整備	(1) 農業用施設等災害 管理対策事業 (2) 農村防災施設整備 事業 (3) 農業水利施設危機 管理対策事業	防災安全度の向上を図るために行う管理施設等の整備 災害発生危険が高い地域における農村防災施設等の整備 農業水利施設における安全対策を実施
------------------------------	--	---

農 村 地 域 防 災 減 災 事 業
農村地域防災減災総合計画書

策 定 主 体	
計 画 期 間	
策 定 年 月	
変 更 年 月	※ 1

※ 1 変更があった場合に記載すること

1. 都道府県の概要									
2. 農業生産基盤施設の整備・管理状況									
3. 近年発生した災害の状況									
災 害 名	年 月 日	被 害 状 況							
			農用地	農業用施設	作 物	人 家	公共施設	道 路	合 計
		被害量 (ha、箇所等) 被害額 (千円)							
		被害量 (ha、箇所等) 被害額 (千円)							
		被害量 (ha、箇所等) 被害額 (千円)							
想定される災害									

4. 農村地域における災害対策上の課題			
5. 防災・減災対策の取組状況			
6. 今後の防災・減災対策の推進方針			
(1) 全体方針	農地防災		
	減災対策		
	地域防災		
(2) 各種計画との関連	土地改良長期計画、地域防災計画等との関連性		
(3) 農村地域における防災減災対策の施策			
(4) 施設整備計画	整備事業名称	計 画 方 針	整備数（箇所・延長）

(5) 安全対策			
(6) 農村防災体制計画	防 災 体 制		
	情報連絡体制図		
(7) 地域防災力強化活動計画	強化活動計画の内容	関連事業名	地区名又は組織名

1. 「都道府県の概要」には、地勢、社会的条件、農業状況を記載すること。
2. 「農業生産基盤施設の整備・管理状況」には、計画する農村地域において、災害を未然に防止するために実施してきた重点的な整備内容を記載すること。
3. 「近年発生した災害の状況」には、近年に発生した代表的な災害の災害名、発生年月日、被害状況及び今後想定される災害を記載すること。
4. 「農村地域における災害対策上の課題」には、自然災害及び社会的災害に対しての課題、土地改良施設の耐震化に関する課題、土地改良施設の維持管理上の課題を記載すること。
5. 「防災・減災対策の取組状況」には、農地防災事業及び必要に応じて関連事業の実施状況、都道府県独自の取組状況を記載すること。

6. 「今後の防災・減災対策の推進方針」は、以下の内容を記載すること。
- (1) 「全体方針」には、農地防災（農地・農作物・農業用施設等）、減災対策（ハザードマップ、避難路等）及び地域防災（防災体制、防災活動等）対策面の方針を記載すること。
 - (2) 「各種計画との関連」には、全体方針と土地改良長期計画や地域防災計画、国土強靱化地域計画等との関連性を記載すること。
 - (3) 「農村地域における防災・減災対策の施策」には、全体方針を踏まえた整備計画の実施方針（全体方針を踏まえた優先的かつ計画的な整備の考え方など）を記載すること。
 - (4) 「施設整備計画」は、整備事業（調査計画事業、防災ダム整備事業、ため池整備事業、用排水施設等整備事業、農地保全整備事業、地域防災機能増進事業、農業用河川工作物等応急対策事業、特定農業用管水路等特別対策事業、水質保全対策事業、公害防除特別土地改良事業、地すべり対策事業、農業用施設等災害管理対策事業、農村防災施設整備事業、ため池緊急防災環境整備事業、ため池群管理体制整備事業、農業水利施設危機管理対策事業、防災重点農業用ため池緊急整備事業、ため池洪水調節機能強化事業、湛水被害総合対策事業）ごとに以下の内容を記載すること。このほか、計画する全ての地区について、整備事業名、地区名、施設概要、受益面積、概算工事費、予定工期を記載した表を添付すること。
- ☐ 調査計画事業
 - ・全体方針（安全度評価、防災情報管理システム整備計画策定、地域危機管理整備計画策定、地域排水機能強化計画策定、ため池緊急防災対策情報整備）
 - ・実施する調査計画数、目標数
 - ☐ 防災ダム整備事業
 - ・全体方針（防災ダム整備の全体的な整備方針）
 - ・整備する防災ダム数、整備目標数
 - ☐ ため池整備事業
 - ・全体方針（ため池等整備の全体的な整備方針）
 - ☐ 用排水施設等整備事業
 - ・全体方針（用排水施設等整備の全体的な整備方針）
 - ・整備する用排水施設数、整備目標数
 - ☐ 農地保全整備事業
 - ・全体方針（農地保全整備の全体的な整備方針）
 - ・整備する農地保全施設数、整備目標数
 - ☐ 地域防災機能増進事業
 - ・全体方針（地域防災機能を増進するための全体的な整備方針）
 - ・整備する土地改良施設数、整備目標数
 - ☐ 農業用河川工作物等応急対策事業
 - ・全体方針（農業用河川工作物等応急対策整備の全体的な整備方針）
 - ・整備する施設数、整備目標数
 - ☐ 特定農業用管水路等特別対策事業
 - ・全体方針（特定農業用管水路等整備の全体的な整備方針）
 - ・整備する特定農業用管水路延長、整備目標数
 - ☐ 水質保全対策事業
 - ・全体方針（水質保全整備の全体的な整備方針）
 - ・整備する水質保全施設数、整備目標数
 - ☐ 公害防除特別土地改良事業
 - ・全体方針（公害防除の全体的な整備方針）
 - ・整備する面積、整備目標数

- 地すべり対策事業
 - ・全体方針（地すべり防止施設整備の全体的な整備方針）
 - ・整備する地すべり防止施設数、整備目標数
- 農業用施設等災害管理対策事業
 - ・全体方針（農業用施設等災害管理整備の全体的な整備方針）
 - ・整備する農業用施設等災害管理施設数、整備目標数
- 農村防災施設整備事業
 - ・全体方針（農村防災施設整備の全体的な整備方針）
 - ・整備する農村防災施設数、整備目標数
- ため池緊急防災環境整備事業
 - ・全体方針（ため池の監視・管理体制の強化等の全体的な実施方針）
 - ・ため池の監視・管理方針
 - ・関係市町村や施設管理者との役割分担（防災、減災、監視・管理に関するもの）
 - ・都道府県が行う市町村及び施設管理者への支援及び指導の取組内容
- ため池群管理体制整備事業
 - ・全体方針（ため池の管理体制の見直しの方針）
 - ・ため池の監視・管理方針
 - ・関係市町村や施設管理者との役割分担（防災、減災、監視・管理に関するもの）
 - ・都道府県が行う市町村及び施設管理者への支援及び指導の取組内容
- 農業水利施設危機管理対策事業
 - ・整備方針（安全対策を実施するための整備方針）
 - ・整備する土地改良施設数
- 防災重点農業用ため池緊急整備事業
 - ・全体方針（防災重点農業用ため池整備の全体的な整備方針）
- ため池洪水調節機能強化事業
 - ・全体方針（ため池洪水調節機能を強化するための全体的な整備方針）
- 湛水被害総合対策事業
 - ・全体方針（湛水被害総合対策整備の全体的な整備方針）

（５）「安全対策」には、一斉点検、出水期等の点検、水難事故防止対策等の取組方針を記載すること。

（６）「農村防災体制計画」には、防災体制を構築する上での関係機関の役割分担や責務などについて、都道府県の考え方、重視すべき事項等について記載し、情報連絡体制図を記入または別添として添付すること。

（７）「地域防災力強化活動計画」には、地域防災力を強化するため、その他の関連事業の活用、啓蒙・普及活動、市町村等の調整・連携手法等を記載すること。

農 村 地 域 防 災 減 災 事 業
農村地域防災減災推進計画書

策 定 主 体	
計 画 期 間	
策 定 年 月	
変 更 年 月	※1

※1 変更があった場合に記載すること

1. 市町村の概要		
2. 市町村における災害対策上の課題		
3. 防災・減災対策の取組状況		
4. 今後の防災・減災対策の推進方針		
(1) 全体方針	農地防災	
	地域防災	
	減災対策	
(2) 各種計画 との関連	地域防災計画 等との関連性	

(3) 農村地域における防災減災 対策の施策			
(4) 施設整備計画	整備計画名称	計 画 方 針	整備数 (箇所・延長)
(5) 安全対策			
(6) 農村防災体制計画	防 災 体 制		
	情報連絡体制図		
(7) 地域防災力強化活動計画	強化活動計画の内容	関連事業名	地区名又は組織名

1. 「市町村の概要」には、地勢、社会的条件、農業状況を記載すること。
 2. 「市町村における災害対策上の課題」には、自然災害及び社会的災害に対しての課題、土地改良施設の耐震化に関する課題、土地改良施設の維持管理上の課題を記載すること。
 3. 「防災・減災対策の取組状況」には、農地防災事業及び必要に応じて関連事業の実施状況、市町村独自の取組状況を記載すること。
 4. 「今後の防災・減災対策の推進方針」は、以下の内容を記載すること。但し、別記様式第1号に記載されているものについては、この限りではない。
 - (1) 「全体方針」には、農地防災（農地・農作物・農業用施設等）、減災対策（ハザードマップ、避難路等）及び地域防災（防災体制、防災活動等）対策面の方針を記載すること。
 - (2) 「各種計画との関連」には、全体方針と地域防災計画、国土強靱化地域計画等との関連性を記載すること。
 - (3) 「農村地域における防災・減災対策の施策」には、全体方針を踏まえた整備計画の実施方針（全体方針を踏まえた優先的かつ計画的な整備の考え方など）を記載すること。
 - (4) 「施設整備計画」は、整備事業（調査計画事業、防災ダム整備事業、ため池整備事業、用排水施設等整備事業、農地保全整備事業、地域防災機能増進事業、農業用河川工作物等応急対策事業、特定農業用管水路等特別対策事業、水質保全対策事業、公害防除特別土地改良事業、地すべり対策事業、農業用施設等災害管理対策事業、農村防災施設整備事業、ため池緊急防災環境整備事業、ため池群管理体制整備事業、農業水利施設危機管理対策事業、防災重点農業用ため池緊急整備事業、ため池洪水調節機能強化事業、湛水被害総合対策事業）ごとに以下の内容を記載すること。このほか、計画する全ての地区について、整備事業名、地区名、施設概要、受益面積、概算工事費、予定工期を記載した表を添付すること。
- ☐ 調査計画事業
 - ・全体方針（安全度評価、防災情報管理システム整備計画策定、地域危機管理整備計画策定、地域排水機能強化計画策定、ため池緊急防災対策情報整備）
 - ・実施する調査計画数、目標数
 - ☐ 防災ダム整備事業
 - ・全体方針（防災ダム整備の全体的な整備方針）
 - ・整備する防災ダム数、整備目標数
 - ☐ ため池整備事業
 - ・全体方針（ため池等整備の全体的な整備方針）
 - ☐ 用排水施設等整備事業
 - ・全体方針（用排水施設等整備の全体的な整備方針）
 - ・整備する用排水施設数、整備目標数
 - ☐ 農地保全整備事業
 - ・全体方針（農地保全整備の全体的な整備方針）
 - ・整備する農地保全施設数、整備目標数
 - ☐ 地域防災機能増進事業
 - ・全体方針（地域防災機能を増進するための全体的な整備方針）
 - ・整備する土地改良施設数、整備目標数
 - ☐ 農業用河川工作物等応急対策事業
 - ・全体方針（農業用河川工作物等応急対策整備の全体的な整備方針）
 - ・整備する施設数、整備目標数
 - ☐ 特定農業用管水路等特別対策事業
 - ・全体方針（特定農業用管水路等整備の全体的な整備方針）

- ・整備する特定農業用管水路延長、整備目標数
- 水質保全対策事業
 - ・全体方針（水質保全整備の全体的な整備方針）
 - ・整備する水質保全施設数、整備目標数
- 公害防除特別土地改良事業
 - ・全体方針（公害防除の全体的な整備方針）
 - ・整備する面積、整備目標数
- 地すべり対策事業
 - ・全体方針（地すべり防止施設整備の全体的な整備方針）
 - ・整備する地すべり防止施設数、整備目標数
- 農業用施設等災害管理対策事業
 - ・全体方針（農業用施設等災害管理整備の全体的な整備方針）
 - ・整備する農業用施設等災害管理施設数、整備目標数
- 農村防災施設整備事業
 - ・全体方針（農村防災施設整備の全体的な整備方針）
 - ・整備する農村防災施設数、整備目標数
- ため池緊急防災環境整備事業
 - ・全体方針（ため池の監視・管理体制の強化等の全体的な実施方針）
 - ・ため池の監視・管理方針
 - ・関係市町村や施設管理者との役割分担（防災、減災、監視・管理に関するもの）
 - ・都道府県が行う市町村及び施設管理者への支援及び指導の取組内容
- ため池群管理体制整備事業
 - ・全体方針（ため池の管理体制の見直しの方針）
 - ・ため池の監視・管理方針
 - ・関係市町村や施設管理者との役割分担（防災、減災、監視・管理に関するもの）
 - ・都道府県が行う市町村及び施設管理者への支援及び指導の取組内容
- 農業水利施設危機管理対策事業
 - ・整備方針（安全対策を実施するための整備方針）
 - ・整備する土地改良施設数
- 防災重点農業用ため池緊急整備事業
 - ・全体方針（防災重点農業用ため池整備の全体的な整備方針）
- ため池洪水調節機能強化事業
 - ・全体方針（ため池洪水調節機能を強化するための全体的な整備方針）
- 湛水被害総合対策事業
 - ・全体方針（湛水被害総合対策整備の全体的な整備方針）

（５）「安全対策」には、一斉点検、出水期等の点検、水難事故防止対策等の取組方針を記載すること。

（６）「農村防災体制計画」には、計画地域の防災体制を構築する上での関係機関の役割分担や責務などについて、市町村の考え方、重視すべき事項等について記載し、情報連絡体制図を記入または別添として添付すること。

（７）「地域防災力強化活動計画」には、計画地域の地域防災力を強化するため、その他の関連事業の活用、啓蒙・普及活動、都道府

県等の調整・連携手法等を記載すること。

別記様式第3号（第7関係）

事業採択申請書

番 号
年 月 日

地方農政局長 殿

〔北海道にあつては農林水産省農村振興局長
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕

都道府県知事

農村地域防災減災事業実施要綱（平成25年2月26日付け24農振第2114号通知）第8の1の規定により、 年度新規地区として、下記のとおり事業を実施したいので、採択されたく申請する。

記

地区名	事業区分	所在地	事業実施主体	受益面積	総事業費
				h a (h a)	千円

注1 「事業区分」には、「調査計画事業」、「整備事業」又は「体制整備事業」を記載する。また「整備事業」にあつては、要領別表1の事業種類も併せて記載する。

注2 「受益面積」には、かんがい受益面積を記載し、防災受益面積を括弧書きで記載する。

注3 地すべり対策事業（地すべり防止施設長寿命化対策工事）の場合は、「受益面積」には、地域面積を記載し、地域外被害想定面積を外数で括弧書きにより記載する。

注4 地すべり対策事業（地すべり防止施設長寿命化対策工事）の場合は、要領別紙2別記様式第3号（第6関係）施設長寿命化計画の概要を添付すること。

地 方 農 政 局 長 殿
〔北海道にあっては農村振興局長〕
〔沖縄県にあっては沖縄総合事務局長〕

都道府県知事名

地すべり対策事業（地すべり防止工事）採択申請書

農村地域防災減災事業実施要綱（平成25年2月26日付け24農振第2114号通知）第8の1の規定により、下記のとおり平成 年度新規地区として実施したいので採択されたく申請する。

記

1 地区一覧表

優先 順位	地域 番号	指定 年月 日	基本 計画 提出 年度	区分 記号	地区 名	所在地	計 画 概 要					
							地域 面積	地すべ りの種類	事 業 費			主要工 事内容
									事業費	補助率	国費	
						市町 大字 字 郡村	ha ()		円		円	
計					地区							

- (注) 1 地域番号は、指定のための地域番号を踏襲すること。
- 2 区分記号は、地すべり防止区域指定申請書の1の区分記号によること。
- 3 地区面積欄の（ ）内は、地域外被害想定面積を外数で記入すること。

2 地区別計画概要書

優先順位	地域番号	指定年月日	基本計画提出年度	区分記号	地区名	所在地	区分	地 積							
								田	普通畑	樹園地	山林	宅地	採草放牧地	その他	計
						市 町 大字 郡 村 字	地すべり 地 域	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
水系名		川支川 川支溪				地域外被害想定地域									
地すべりの種類			地質	系統 岩		計									
地すべり防止工事を必要とする理由							計画概要図								
地すべり防止工事の技術的可能性に関する見通し															
総事業費	千円	補助率		国庫補助額	千円										
防止工事内容					関連事業										
工 種	数 量	事業費													
		千円													
計															
その他の事業との関連															

(注) その他必要事項及び参考事項は別途記入の上、添付する。

別記様式第3-3号 (第7 関係)

番 号
年 月 日

地 方 農 政 局 長 殿
〔北海道にあっては農村振興局長〕
〔沖縄県にあっては沖縄総合事務局長〕

都道府県知事名

地すべり対策事業（地すべり関連事業）採択申請書

農村地域防災減災事業実施要綱（平成25年2月26日付け24農振第2114号通知）第8の1の規定により下記のとおり平成 年度新規地区として実施したいので、採択されたく申請する。

記

事業名	地区名	所 在 地	事業主体	受益面積	総事業費
				ha	千円

地すべり関連事業計画概要書

地 区 名			所 在 地			着手年度			事業主体			都道府県名		
地域番号			指 定 年 月 日			基本計画 提出年度			防止工事 の 所 管 区 分			関連事業計 画 書 承 認 年 月 日		
事 業 種 別	受 益 面 積	総 事 業 費	効 果				反 当 事 業 費	資 金 計 画					備 考	
			農 業 関 係			そ の 他		国 費	県 費	地 元 負 担 分				
			農作物	農 地 施設等	計					市町村	賦課金	その他		
	ha	千円	(kg) 千円	(ヶ所) 千円	千円	ヶ所 千円	円	千円 (%)	千円 (%)	千円 (%)	千円 (%)	千円 (%)		
計														
現況計画事項 主要工事添付 図面			(5 万分の 1 位置図)											

別記様式第4号（第7関係）

事業計画概要一覧表

地 区 名		事 業 主 体		全 体 総 事 業 費		事 業 工 期		
事 業 の 種 類	事 業 内 容	地 区 名	所 在 地	事 業 工 期	受 益 面 積 (ha)	防 災 受 益 面 積 (ha)	総 事 業 費 (千 円)	備 考
合 計								

(注) 1 実施する事業内容を全て記載すること。

2 事業の種類については、要領別表 1 の事業種類のとおりとすること。ただし、要綱別表 1 のⅠの事業にあつては、「調査計画事業」、要綱別表 1 のⅢの事業にあつては、「ため池緊急防災体制整備促進事業」又は「ため池群管理体制整備事業」とすること。

3 全体総事業費と総事業費の合計欄は同額となること。

4 要綱第8の1のとおり各事業ごとに申請に必要な書類を各々添付すること。

5 地域自主戦略交付金制度要綱（平成23年4月1日付け）別紙12及び別紙16に基づき実施してきた地区にあっては、備考欄に事業名及び事業内容を記載すること。

別記様式第5号（第7関係）

農村地域防災減災事業計画概要書

県名		地区名		所在地		事業実施主体						
事業工期					費用対効果							
受益面積	総事業費	効果				t当たり事業費	10アール当たり事業費	負担区分			備考	
ha		農業関係			その他			国費	県費	地元負担金		
		農作物	農地・施設	計						市町村		賦課金
防災受益面積	円	t円	か所円	円	か所円	円	円	円	円	円		
ha												
事業の種類						施設の種類の種類						
事業内容						主要工事						
当該地域及び当該施設の特徴並びに事業の必要性												
採択要件												

- （注）
- 1 位置図及び一般計画平面図を添付すること。
 - 2 事業の種類については、要領別表1の事業種類のとおりとすること。
 - 3 受益面積及び防災受益面積の欄は要件に該当する場合にのみ記入すること。
 - 4 採択要件については、要領別紙における該当箇所を記入すること。なお、ため池を整備する際は、ため池マップ、緊急連絡体制及び浸水想定区域図の作成状況も記載すること。
 - 5 事業内容毎に作成すること。

〇〇地区地すべり防止工事実施計画書

所 在 地	都道 府県	郡 市	町 村	大字	字

地域番号	指 定 年 月 日	基本計画 提出年度	地 区 名	地域面積	区分記号	計 画 概 要 図 (注) 移動観測線、移動状況、き烈、地形、地目防止工事の種類、箇所等について詳細に記入のこと。
				ha		
所 在 地	郡 町 大字 字 市 村					
水 系 統	川支川 川溪流					
地すべりの種類		地 層	系統	岩		
地すべり機構 (注) 空欄に図示して説明すること 地すべり防止工事計画概要 関連事業計画概要						

2 地域及び地積

[illegible]

3 現況

(1) 営農状況

農 家		専業		第1種兼業		第2種兼業		計	備考
	農家戸数 同上比率	戸 %		戸 %		戸 %		戸 %	
農 家 經 営		經營耕地面積			農家所得				備考
		田	畑	計	農業 所得	農外 所得	農家 所得	農業 所得率	
	全農家平均 專業農家平均	ha	ha	ha	㌿	㌿	㌿	%	
主 要 作 物	作物名								
	作付面積	ha							
	10a 当り収量	kg							

(2) 被害状況

ア 被害状況表

		地すべりによる被害						その他の被害	
		農 地	農 用 施 設	作 物	家 屋	その他	計	作 物	計
地すべり区域	被害量								
	被害額								
隣接する地域	被害量								
	被害額								
地域外被害 想定地域	被害量								
	被害額								
計	被害量								
	被害額								

(注) 被害は過去10か年の平均とすること。

イ 想定被害状況

将来地すべりの移動に伴い被害が予想される場合は、アに準じ記入すること。

(3) 地すべり状況

ア 過去の地すべりの状況

イ 気象

観測所名		位 置				観測期間								
一 般 気 象	月 別	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	計
	平 均 降 水 量	mm												
	平均降水日数	日												
	根 雪 期 間 お よ び 日 数													

特 殊 気 象		第1位		第2位		第3位	
		数 値	生起年月日	数 値	生起年月日	数 値	生起年月日
	最 大 日 雨 量	mm		mm		mm	
	最大時間雨量						
	最大連続雨量						

ウ 地質

地すべり地域一帯の地質概要（地形、標高、傾斜、地質系統、岩石名、土性等）を記入し、試掘、試すい等による地質断面図、柱状断面図等を添付し、特に地質と地すべり機構との関係について記入すること。

エ 移動状況

き裂の発生、滑動、沈降、隆起、地下水位の変動、白濁等の移動状況について記入すること。なお、移動観測線を設定して観測した場合は、その設定状況及び観測結果についても記入し、必要な図表等も添付すること。

オ 水理状況

地域内への水の供給（地表水、地下水）および湧水、排水等の水理状況ならびに用排水の水利状況について記入するものとし、ことに地下水位、地下水流動機構、湧水量、浸透量、侵食状況など、地下水と地すべり機構等について記入し、必要な図表等も添付すること。

4 地すべり機構

(1) 地すべり機構

地質、移動状況、水理状況等の地すべりの状況を総合し、地すべり機構を図示して説明すること。

地すべり機構平面図は、第1次地すべり、第2次地すべりの範囲、地すべり地上端のがすい移動方向およびその量、隆起沈降区域、き裂等を記入すること。地すべり機構断面図は、原則として地すべり地の縦断面図とし、第1次地すべり、第2次地すべりの区分及びすべり面の位置、移動方向およびその量、隆起沈降区域、き裂等の移動状況を記入すること。

(2) 地すべり粘土等の性質

地すべり粘土の力学的試験、その他必要に応じて物理試験等を行い、その試験結果および分析または解析を記入すること。

5 地すべり防止工事計画

(1) 地すべり防止工事計画

ア 計画概要

イ 主要防止工事および防止施設

ウ 水理計算および構造計算

エ 施工計画

オ 工事明細書

(2) 関連事業計画概要

6 他事業との関係

7 添付図面

計画平面図（縮尺1/1,000～1/2,000）、地質図、試すい柱状図、地すべり機構図、土質図、その他参考図を添付すること。

別記様式第 7 号（第 9 関係）

事業採択通知書

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

地方農政局長
〔北海道にあっては農林水産省農村振興局長〕
〔沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長〕

平成〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって申請のあった下記地区について、事業実施地区として採択したので通知する。

記

地区名	事業区分	所在地	事業実施主体	受益面積	総事業費
				h a (h a)	千円

注 1 「事業区分」には、「調査計画事業」、「整備事業」又は「体制整備事業」を記載する。また「整備事業」にあっては、要領別表 1 の事業種類も併せて記載する。

注 2 「受益面積」には、かんがい受益面積を記載し、防災受益面積を括弧書きで記載する。

別記様式第 8 号（第10関係）

事業計画の変更手続報告書

番 号
年 月 日

地方農政局長 殿
〔北海道にあつては農林水産省農村振興局長〕
〔沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕

都道府県知事

平成〇〇年〇月〇日付け〇〇にて事業採択された下記の事業について、事業計画書を変更したので、農村地域防災減災事業実施要綱（平成25年 2 月26日付け24農振第2114号通知）第 9 の〇により報告する。

記

- 1 地区名
- 2 事業計画概要書（変更）
 - ※ 1 要綱第 9 の 3 に基づく報告の場合（地すべり防止工事及びぼた山崩壊防止工事に限る。）は、別記様式第 8－2 号の〇〇地区地すべり工事実施計画概要書を使用する。
 - ※ 2 要綱第 9 の 3 に基づく報告の場合（地すべり防止施設長寿命化対策工事に限る。）は、要領別紙11別記様式第 1 号の〇〇地区地すべり防止施設長寿命化対策工事業計画概要書を使用し、変更に係る項目については上段（ ）書きで変更前を記載する。
 - ※ 3 要綱第 9 の 5 又は 7 に基づく報告の場合は、別記様式第 4 号の事業計画概要一覧表（2 以上の事業を併せ行う場合に限る。）及び別記様式第 5 号の事業計画概要書又は要領別紙 1 別記様式第 5 号の調査計画事業計画概要書を使用し、変更に係る項目については上段（ ）書きで変更前を記載する。
 - ※ 4 要綱第 9 の 8 に基づく報告の場合は、別記様式第 3－3 号の地すべり関連事業採択申請書に添付する地すべり関連事業計画概要書を使用し、変更に係る項目については上段（ ）書きで変更前を記載する。

別記様式第 8－2 号（第10関係）

〇〇地区地すべり工事実施計画概要書

着工年度
事業主体

地域番号		指 定 年月日				基本計画 提出年度				地 区 名				区分記号			
所 在 地		都道 郡 町 大字 字 府県 市 村										地すべりの種類					
水 系 名		川支川 川支溪										地 質		系統 岩			
地域・地質	区 分	耕 地				山 林	採 草 放牧地	宅 地	その他	合 計	備 考						
		田	普通畑	樹園地	計												
		地すべり地域	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha(戸)	ha	ha						
		地域外被害 想定地域															
現 況	営 農 状 況	農 家			専 業		第一種兼業		第二種兼業		計		備 考				
			農 家 戸 数		戸		戸		戸		戸						
		農家経営			経営耕地面積				農 家 所 得				備 考				
					田	畑	計	農業所得		農外所得	農家所得	農業所得率					
			全農家平均	ha	ha	ha	円	円	円	%							
		主要作物	作 物 名														
			作 付 面 積		ha	ha	ha										
			10 a 当り収穫														
		被害 状 況			地 す べ り に よ る 被 害							その他の被害					
					農 地	農用施設	作 物	家 屋	その他	計	作 物		計				
	全被害地域		被 害 量														
			被 害 額														
	地すべり 状 況	過去の地すべり記録															
		地 質															
		水 理 状 況															
		移 動 状 況															
	地りす機 べ構	地 す べ り 機 構															
		地すべり粘土等の性質															
地すべり 防 止 計 画	計画概要																
	地すべり 防止 工事	防止工事の種類	工 種		規模構造等			数 量		事 業 費		備 考					
		地すべり防止施設															
		計															
	関連 連概要																
他関 事 業 連																	
添図 付面	計画平面図（縮尺 1 / 1, 000 ～ 1 / 2, 000） 地すべり機構図																

要領別紙 1（調査計画事業に係る運用）

第 1 趣旨

要綱別表 1 の区分 I に掲げる調査計画事業の運用については、実施要綱及び実施要領によるほか、この運用の定めるところによる。

第 2 事業内容

1 農村地域防災減災総合計画策定等

（1）農村地域防災減災総合計画策定

地域・施設の諸条件について調査し、要領第 7 の別記様式第 1 号の農村地域防災減災総合計画書又は別記様式第 2 号の農村地域防災減災推進計画書を策定するものとする。

（2）安全度評価

農業用施設や農村防災施設等の機能診断等の調査を行い、地域住民の安全性確保の観点から必要となる施設整備の優先度を決定し、効率的に安全対策を行うため要領別紙 1 別記様式第 1 号の農村災害対策整備計画を作成するものとする。

（3）防災情報管理システム整備計画策定

地域及び農業用施設の諸条件について調査し、防災情報管理の対象となる地域又は施設の設定の考え方、運用方法及び期待される効果等を検討し、要領別紙 1 別記様式第 2 号の防災情報管理システム整備計画を作成するものとする。

（4）地域危機管理整備計画策定

危機管理の対象とすべき農業施設等、関連する流域、減災活動の最小単位となる集落・自治会の範囲等を総合的に勘案して、地域の危機管理が効率的・効果的に実現できる危機管理区域を設定し、それぞれの危機管理区域ごとに危機管理区域の設定の考え方、整備方針及び期待される効果等を検討し、要領別紙 1 別記様式第 3 号の地域危機管理整備計画を作成するものとする。

（5）地域排水機能強化計画策定

地域の排水機能を強化するため、既存の土地改良施設の評価に必要な調査を行うとともに、当該施設の整備方針及び期待される効果等を検討し、要領別紙 1 別記様式第 4 号の地域排水機能強化計画を策定するものとする。

2 ため池緊急防災対策情報整備

人命、家屋又は公共施設等に被害を及ぼすおそれの高い農業用又は旧農業用のため池を対象として計画的に防災対策を推進するために行う調査及び当該ため池に係る諸元等の詳細情報を整備するものとする。

第 3 事業実施主体

都道府県又は団体とする。ただし、第 2 の 1 の（1）及び（5）の事業にあっては、都道府県又は市町村に限る。

第 4 実施要件

調査計画事業における事業の実施要件は、次に掲げるものとする。

- 1 第2の1の(1)及び(2)の事業にあっては、第2の1の(3)から(5)まで又は第2の2若しくは要綱別表1のⅡ又はⅢの事業を行う見込みがあること。
- 2 第2の1の(3)及び(4)の事業にあっては、次に掲げる要件のいずれかに該当すること。
 - (1) 災害の発生するおそれが高い、又は周辺への影響が著しく大きい農業施設等であること。
 - (2) 同一市町村又は関連する流域の地域において農業施設等が被災した際に下流等に及ぼす被害の面積の合計がおおむね10ヘクタール以上（災害防除対策推進地域等にあつてはおおむね5ヘクタール以上）であること。
- 3 第2の1の(5)の事業にあっては、次に掲げる要件に該当するもの
 - (1) 豪雨により農用地や農業用施設等が被害を受けることが予想される地域又はこの被害を原因として、農用地、住宅、公共施設等に被害を及ぼすことが予想される地域であること。
 - (2) 既存の土地改良施設を活用した整備により、効果が発現することが見込まれること。

第5 事業の実施

- 1 第2の1の(2)から(5)まで及び2の事業を実施するに当たっては、総合計画又は推進計画に位置付けるものとする。
- 2 第2の事業を実施するに当たっては、要綱第8の1の農村振興局長が別に定める書類として、要領別紙1別記様式第5号により調査計画事業計画概要書を提出するものとする。
- 3 第2の2の事業を実施するに当たっては、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づく地域防災計画に位置付けられているため池については、原則としてその対象とするものとし、事業の成果が地域防災計画に反映されるよう配慮するものとする。また、計画的に防災対策を推進するため、第2の2の事業により整備されるため池に係る諸元等の詳細情報について、変更、追加又は削除等の必要が生じた場合には所要の更新が行われるよう、事業実施主体は情報の管理体制を整備するものとする。

要領別紙 2（防災ダム整備事業に係る運用）

第 1 趣旨

要領別表 1 の事業区分 1 の（１）に掲げる防災ダム整備事業の運用については、実施要綱及び実施要領によるほか、この運用の定めるところによる。

第 2 事業内容

1 防災ダム整備事業

洪水調節用のダム（余水吐その他の附帯施設を含む。）の新設又は改修及び併せ行う関連整備

2 実施計画策定等

（１）実施計画策定

事業に係る施設の諸条件等について調査等を行い、当該事業に必要な実施計画を策定するものとする。

（２）耐震性点検・耐震化対策整備計画策定

大規模地震発生のおそれのある地域（要領第 2 の 2 のアからエまで又はクのいずれかに該当する地域）において、施設の耐震性を調査するとともに、必要に応じて要領別紙 2 別記様式第 1 号の耐震化対策整備計画を策定するものとする。

（３）施設長寿命化計画策定

機能診断等の調査を行い、要領別紙 2 別記様式第 2 号の施設長寿命化計画を策定するものとする。

第 3 事業実施主体

第 2 の 1 にあっては都道府県、第 2 の 2 にあっては都道府県又は団体とする。

第 4 実施要件

防災ダム整備事業における要件は、次に掲げるとおりとする。

防災受益面積がおおむね 100 ヘクタール以上のもの。ただし、台風常襲地帯（台風常襲地帯における災害の防除に関する特別措置法（昭和 33 年法律第 7 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき指定された地域をいう。）、豪雪地帯（豪雪地帯対策特別措置法（昭和 37 年法律第 73 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき指定された地域をいう。）又は振興山村（山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき指定された地域をいう。）であって、次に掲げる要件のすべてに該当する地域（以下「特例地域」という。）において行うものの防災受益面積については、おおむね 70 ヘクタール以上とする。

- 1 当該事業の計画年度の前年度からおおむね過去 10 か年間に激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年法律第 150 号）第 5 条第 1 項の規定に基づき定められた地域であって、洪水により農地、農作物又は農業用施設に被害が発生した地域であること。
- 2 将来における洪水の発生により、農地、農作物又は農業用施設に被害が発生することを緊急に防止する必要があると認められること。

第5 その他

- 1 農業以外の事業効果が見込まれる場合には、当該効果が全体の事業効果の50%未満のものに限る。
- 2 第2の2の事業を実施するに当たっては、要綱第8の1の農村振興局長が別に定める書類として、要領別紙1別記様式第5号により調査計画事業計画概要書を提出するものとする。
- 3 施設長寿命化計画に基づく対策を実施するに当たっては、要綱第8の1の農村振興局長が別に定める書類として、要領別紙2別記様式3号により施設長寿命化計画の概要を作成し、提出するものとする。

要領別紙 3（ため池整備事業に係る運用）

第 1 趣旨

要領別表 1 の事業区分 1 の（2）に掲げるため池整備事業の運用及び取扱いについては、実施要綱及び実施要領によるほか、この運用及び要領別紙 3－2 の定めるところによる。

第 2 事業内容

1 ため池総合整備工事

（1）地震・豪雨対策型

耐震性の向上のためのため池の改修又は地震からの安全を確保するために必要な管理施設の新設若しくは改修、豪雨による決壊の防止、その他の洪水調節機能の賦与・増進のために必要なため池の改修、附帯施設の整備及び併せ行うしゅんせつ又は農地等の洪水調節機能の発揮のための整備

（2）一般整備型

築造後における自然的・社会的状況の変化等に対応する場合又は人命、家屋若しくは公共施設等に被害を及ぼす災害の発生するおそれがある場合に早急に整備を要するため池（災害防止用のダムを含む。以下「災害発生の防止等が必要なため池」という。）の新設、変更、新設と併せ行う廃止、しゅんせつ、附帯施設の整備、下流水路の整備又は管理施設の整備、水質悪化が著しく、地域の農業生産及び周辺環境に対して悪影響を与えているため池の水質を改善するために必要な工事

（3）長寿命化型

施設の機能保全・更新等を計画的に実施するための中長期的な計画（以下「施設長寿命化計画等」という。）に基づいて適切な管理が行われているため池の長寿命化を図るために必要な工事

2 ため池群整備工事

複数のため池を対象に行う、ため池の決壊防止又は洪水調節機能の向上等に資するため池の改修、廃止、しゅんせつ、附帯施設の整備、周辺水路の整備、その他目的を達成するために必要な施設の整備

3 実施計画策定等

（1）実施計画策定

事業に係る施設の諸条件等について調査等を行い、当該事業に必要な実施計画を策定するものとする。

（2）耐震性点検・耐震化対策整備計画策定

大規模地震発生のおそれのある地域（要領第 2 の 2 のアからエまで又はクのいずれかに該当する地域）において、施設の耐震性を調査するとともに、必要に応じて要領別紙 2 別記様式 第 1 号の耐震化対策整備計画を策定するものとする。

（3）施設長寿命化計画策定

機能診断等の調査を行い、要領別紙 2 別記様式第 2 号の施設長寿命化計画を策定するものとする。

（4）ため池群調査計画策定

ため池の決壊防止やため池の持つ洪水調節機能などの評価に必要な調査、整備計画策定に必要な調査、調査結果から、要領別紙3別記様式第1号の農用地災害防止ため池整備計画を策定するものとする。

第3 事業実施主体

- 1 第2の1の(1)のうち豪雨による決壊の防止、その他の洪水調節機能の賦与・増進のために必要なため池の改修、附帯施設の整備及び併せ行うしゅんせつ又は農地等の洪水調節機能の発揮のための整備及び第2の2の事業にあっては、都道府県又は市町村
- 2 第2の1の(1)のうち耐震性の向上のためのため池の改修又は地震からの安全を確保するために必要な管理施設の新設若しくは改修にあっては、都道府県又は市町村
- 3 第2の1の(2)のため池の廃止にあっては、都道府県又は市町村
- 4 第2の1の(2)（ため池の廃止に係るものを除く。）、(3)及び第2の3の事業にあっては、都道府県又は団体

第4 実施要件

1 大規模事業

- (1) 第2の1の(1)の事業にあっては、農業用ため池であってその決壊による水害その他の災害によりその周辺の区域に被害を及ぼすおそれがあるもの（以下「防災重点農業用ため池」という。）又は施設が決壊した場合に農用地に被害を与えるため池であって次のいずれかに該当するもの。

ア 防災受益面積がおおむね70ヘクタール以上であり、かつ、受益面積がおおむね40ヘクタール以上のもの。ただし、離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項に基づく指定地域（以下「離島」という。）にあっては、防災受益面積がおおむね40ヘクタール（特例地域において行うものの防災受益面積については、おおむね30ヘクタール）以上であり、かつ、受益面積がおおむね40ヘクタール以上のもの

イ 防災受益面積がおおむね7ヘクタール以上であり、かつ、受益面積がおおむね2ヘクタール以上であって、想定被害額（農外）が3億円以上のもの

- (2) 第2の1の(2)（ため池の廃止に係るものを除く。）の事業であって、(3)に掲げる事業以外のものにあつては、次に該当するもの

ア 都道府県が行うもの

（ア）受益面積がおおむね100ヘクタール以上のもの。ただし、奄美群島で行うものにあつては60ヘクタール以上のもの

（イ）総事業費がおおむね8,000万円以上のもの

イ ため池の水質浄化に係るものについては、農村振興局長が別に定める条件に該当する地域で行うものであつて、総事業費がおおむね3,500万円以上のもの

- (3) 中山間地域において都道府県が行う第2の1の(2)（ため池の廃止及びため池の水質改善に係るものを除く。）の事業にあっては、次に該当するもの

ア 受益面積がおおむね70ヘクタール以上のもの

ただし、奄美群島及び離島において行うものにあつては20ヘクタール以上のもの

イ 総事業費がおおむね3,000万円以上のもの

(4) 第2の2の事業にあつては、次に該当するもの

ア 防災重点農業用ため池を含むもの

イ 防災効果を確保又は十分に発揮するために一体的に整備する必要があるものであつて、かつ、事業実施後に同一の管理下にあるものであり、次のいずれかに該当する2か所以上のため池を対象とするもの

(ア) ため池間の農業用水の調整により、洪水調節機能又は土砂流出防止機能が向上するもの

(イ) ため池からの流出水量の調整により、洪水調節機能が向上するもの

(ウ) 決壊した場合の被害想定範囲が重複するもの

ウ ため池の受益面積の合計がおおむね80ヘクタール以上のもの

エ ため池の防災受益面積の合計がおおむね200ヘクタール以上又は想定被害額（農外）の合計が10億円以上のもの

オ 特例地域において行うものにあつては、エの規定にかかわらず、ため池の防災受益面積の合計がおおむね140ヘクタール以上又は想定被害額（農外）の合計が7億円以上のもの

カ 離島において行うものにあつては、エの規定にかかわらず、ため池の防災受益面積の合計がおおむね80ヘクタール以上又は想定被害額（農外）の合計が4億円以上のもの

キ 特例地域であつて、かつ、離島である地域において行うものにあつては、エからカまでの規定にかかわらず、ため池の防災受益面積の合計がおおむね60ヘクタール以上又は想定被害額（農外）の合計が3億円以上のもの

ク 要領別紙3別記様式第1号の農用地災害防止ため池整備計画が策定されているもの

2 小規模事業

(1) 第2の1の(1)の事業にあつては、防災重点農業用ため池又は施設が決壊した場合に農用地に被害を与えるため池であつて次に該当するもの。ただし、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策（令和2年12月11日閣議決定）におけるため池に関する加速化対策（以下「ため池加速化対策」という。）として実施する場合にはこの限りではない。

ア 防災受益面積がおおむね7ヘクタール以上又は想定被害額（農外）が4,000万円以上であつて、かつ、受益面積がおおむね2ヘクタール以上のもの

イ 総事業費がおおむね800万円以上のもの

(2) ため池加速化対策として、第2の1の(1)の事業を実施する場合にあつては、次に該当するもの

ア 防災受益面積がおおむね7ヘクタール以上又は想定被害額（農外）が4,000万円以上のもの

イ 総事業費がおおむね800万円以上のもの

(3) 第2の1の(2)（ため池の廃止に係るものを除く。）の事業にあつては次に該当するもの。ただし、ため池加速化対策として実施する場合にはこの限りではない。

ア 受益面積がおおむね2ヘクタール以上のもの

イ 総事業費の合計がおおむね800万円以上のもの

ウ ため池の水質浄化に係るものについては、農村振興局長が別に定める条件に該当する地域で行うものであって、総事業費がおおむね3,500万円以上のもの

(4) ため池加速化対策として、第2の1の(2) (ため池の廃止に係るものを除く。)の事業を実施する場合にあっては、総事業費がおおむね800万円以上のもの

(5) 第2の2の事業にあっては、次に該当するもの

ア 防災重点農業用ため池を含むもの

イ 防災効果を確保又は十分に発揮するために一体的に整備する必要があるものであって、かつ、事業実施後に同一の管理下にあるものであり、次のいずれかに該当する2か所以上のため池を対象とするもの

(ア) ため池間の農業用水の調整により、洪水調節機能又は土砂流出防止機能が向上するもの

(イ) ため池からの流出水量の調整により、洪水調節機能が向上するもの

(ウ) 決壊した場合の被害想定範囲が重複するもの

ウ ため池の受益面積の合計がおおむね10ヘクタール以上のもの

エ ため池の防災受益面積の合計がおおむね20ヘクタール以上又は想定被害額（農外）の合計が1億円以上のもの

オ 特例地域において行うものにあっては、エの規定にかかわらず、ため池の防災受益面積の合計がおおむね14ヘクタール以上又は想定被害額（農外）の合計が7,000万円以上のもの

カ 要領別紙3別記様式第1号の農用地災害防止ため池整備計画が策定されているもの

3 第2の1の(1)の事業の農地等の洪水調節機能の発揮のための整備にあっては、対策の対象となる農地面積が10ヘクタール以上であり、次に掲げるもの

(1) 対象農地の排水先にあたる排水施設の整備

(2) 対象農地の排水先にあたる排水施設の一部を兼ねる農道の整備

(3) 対象農地の関連整備

4 第2の1の(1)の事業のうち、耐震性の向上のためのため池の改修又は地震からの安全を確保するために必要な管理施設の新設若しくは改修にあっては、次のいずれかに該当するもの

(1) 大規模な地震等の発生に伴って決壊その他の事故による被害を生ずるおそれがあるため池の改修であって、地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）第2条第1項に掲げる地震防災緊急事業五箇年計画に定められ、又は定められる予定があるもの

(2) 要領第2の2のアからエまで又はクのいずれかに該当する地域で行う事業であり、要領別紙2別記様式第1号の耐震化対策整備計画が策定されている事業であること。

5 第2の1の(2)の事業のうち、ため池の廃止にあっては、廃止するため池の貯水量の合計が1,000立方メートル以上であって、総事業費の合計がおおむね800万円以上のもの

6 第2の1の(3)の事業にあっては、施設長寿命化計画等が策定されており、かつ、受益面積がおおむね2ヘクタール以上のもの。ただし、ため池加速化対策として実施する場合にはこの限りではない。

7 ため池加速化対策として、第2の1の(3)の事業を実施する場合にあっては、施設長寿命化計画等が策定されているもの

- 8 第2の1及び2の事業のうち、洪水吐きの洪水流下能力の増加等の豪雨対策に係る防災工事等を押さえ盛土等の地震対策に係る防災工事に先行して実施する場合にあっては、防災重点農業用ため池であって、劣化状況評価の結果、堤体の劣化対策に係る防災工事が不要と判断されているもの

第5 事業の実施

- 1 本事業を実施するにあたり、土地改良法（昭和24年法律第195号）によらない場合にあっても、要綱第8の1の事業計画概要書を提出するものとする。
- 2 第2の3の事業の実施に当たっては、要綱第8の1の農村振興局長が別に定める書類として、要領別紙1別記様式第5号により調査計画事業計画概要書を提出するものとする。
- 3 第2の1の（3）の事業の実施に当たっては、要綱第8の1の農村振興局長が別に定める書類として要領別紙2別記様式第3号により施設長寿命化計画の概要を提出するものとする。
- 4 第2の2の事業の実施に当たっては、要綱第8の1の農村振興局長が別に定める書類として要領別紙3別記様式第1号により農用地災害防止ため池整備計画を提出するものとする。
- 5 防災重点農業用ため池において本事業を実施するに当たっては、防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法（令和2年法律第56号）第5条に基づく防災工事等推進計画に位置付けられたものを対象とする。

第6 継続地区の特例

「農村地域防災減災事業実施要領の一部改正について」（平成27年4月9日付け26農振第2242号農林水産省農村振興局長通知）による改正前の農村地域防災減災事業に規定するため池保全体制整備事業を平成26年度までに実施している地区については、なお従前の例による。

要領別紙３－２（ため池整備事業に係る取扱い）

第１ 事業の実施等

要領別紙３の第２の事業を実施する場合は、要領別紙３によるほか、次に定める基準を満たすものとする。

第２ ため池総合整備工事（地震・豪雨対策型）

- 1 要領別紙３の第２の１の（１）の事業のうち、地震からの安全を確保するために必要な管理施設の新設若しくは改修

管理施設整備工事のみを行う場合には、あらかじめ事業完了後の施設の予定管理者及び維持管理計画を明らかにする。

- 2 要領別紙３の第２の１の（１）の事業のうち、豪雨による決壊の防止、その他の洪水調節機能の賦与・増進のために必要なため池の改修、附帯施設の整備及び併せ行うしゅんせつ又は農地等の洪水調節機能の発揮のための整備

- （１）農業以外の事業効果が見込まれる場合には、当該効果が全体の事業効果の50%未満のものに限る。ただし、防災重点農業用ため池にあっては、この限りではない。
- （２）防災重点農業用ため池で工事を実施する場合にあっては、工事を実施するため池が災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき作成する市町村地域防災計画に位置付けられることとする。

第３ ため池総合整備（一般整備型）

- 1 大規模事業の対象とする施設は、要領別紙３の第４の１に掲げる要件のほか、次に定める要件を満たすものとする。

- （１）堤高がおおむね10メートル以上又は貯水量がおおむね10万立方メートル（中山間地域にあっては、おおむね5万立方メートル）以上のもの
- （２）当該ため池の決壊による想定被害額（以下「想定被害額」という。）がおおむね1億円以上で、かつ、農業関係（農用地、農業用施設、農作物、家畜、農業用建物及び農機具等）以外の被害額が5,000万円以上を占め、更に、関係市町村住民100名以上の生命に危険が予測されるもの（中山間地域にあっては、想定被害額が5,000万円以上で、かつ、関係市町村住民の生命に危険が予測されるもの。）

- 2 ため池の廃止は、災害発生の防止、安全管理又は水管理の合理化等を図ることを目的とするものに限るものとし、機能を廃止する上で必要最低限の整備であって、次の要件のすべてに該当するものとする。

- （１）ため池の貯水量の合計がおおむね1,000立方メートル以上であること。
- （２）埋立てにより土地造成がなされるときは、当該土地が公共の用に供されるものであること。ただし、堤体の掘削により生じる発生土のみで埋立てる場合を除く。
- （３）事業実施に先立ち、事業実施主体は廃止後の維持管理を行う者と、常時及び非常時の見回り方法、開削部等に異常が確認された場合の対処方法について明らかにしておくこと。
- （４）従前に農業用水を貯留する施設として利用されていたものであって、かつ、他の用途

に使用していないもの

- 3 ため池のしゅんせつ工事は、ため池の安全性を損なわないものとし、次のいずれかの要件を満たすものとする。なお、地域資源の有効利用の観点から、ため池のしゅんせつ土を耕土、基盤土等として利用するよう努めるものとする。

- (1) 貯水量に対する堆砂率がおおむね10パーセント以上のもの
- (2) 放流口付近の堆砂により、洪水時等における緊急放流が阻害されているもの
- (3) 流域内の山崩れ、地すべり、林地荒廃等の特殊要因による堆砂を対象とし、かつ、貯水量がおおむね10万立方メートル以上30万立方メートル未満、堤高がおおむね10メートル以上のものであって、堆砂量がおおむね3万立方メートル以上のもの
- (4) 池敷地内の土地造成に係るものであって、当該土地が公共の用に供され、かつ、その面積がおおむね1,000平方メートル以上のもの

- 4 水質悪化が著しく、地域の農業生産及び周辺環境に対して悪影響を与えているため池の水質を改善するために必要な工事

- (1) 以下の要件を満たすものとする。

ア ため池の水質汚濁により、施設機能障害、作物生育障害又は周辺環境への悪影響が生じていること。

イ 農家、地域住民及び行政等の関係者がため池の水質改善策を協議するためのため池水質改善協議会の設置が見込まれること。

- (2) 事業内容については次のとおりとする。

ア 水質を改善するために必要な農業用排水施設の新設又は変更

イ 水質浄化施設整備

(ア) 接触酸化水路、曝気施設等の浄化施設整備

(イ) その他の浄化手法を利用した水質浄化施設整備

第4 ため池総合整備工事（長寿命化型）

- 1 要領別紙3の第2の1の(3)の施設長寿命化計画等とは、次に掲げる計画のいずれかに該当するもののほか、要領別紙3の第2の3に掲げる施設長寿命化計画とする。

- (1) 農山漁村地域整備交付金実施要領（平成22年4月1日付け21生畜第2045号農林水産省生産局長、21農振第2454号農林水産省農村振興局長、21林整計第336号林野庁長官及び21水港第2724号水産庁長官通知）別紙2の運用1の第1の6及び7（沖縄振興公共投資交付金交付要綱（農山漁村地域整備に関する事業、農山漁村活性化対策整備に関する事業、農業・食品産業強化対策整備に関する事業、水産業強化対策整備に関する事業、沖縄林業構造確立施設の整備に関する事業）（平成24年4月6日付け23地第484号農林水産事務次官依命通知）別紙3の第2において準用する場合を含む。）並びに運用3の第2の3の(5)に掲げる機能保全計画

- (2) 東日本大震災復興交付金交付要綱（農林水産省）（平成24年1月16日付け23予635号農林水産事務次官依命通知）及び東日本大震災復興交付金（復興交付金基金）交付要綱（農林水産省）（平成24年1月16日付け23予636号農林水産事務次官依命通知）別添1－4の第1の2の(7)及び(8)に掲げる機能保全計画

- (3) 水利施設等保全高度化事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2703号農林水産

省農村振興局長通知) 別紙 1 に掲げる機能保全計画

(4) 農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要領(平成30年3月30日付け29農振第2712号農林水産省農村振興局長通知) 要領別表3の(1)のアに掲げる機能保全計画又は施設長寿命化計画

(5) その他地方農政局長等が同等と認める計画

2 次に掲げる機能保全計画は、1の施設長寿命化計画等とみなすものとする。

(1) 農業競争力強化農地整備事業実施要領の制定について(平成30年3月30日付け29農振第2605号農林水産省農村振興局長通知)による廃止前の戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業実施要領(平成23年4月1日付け22農振第2200号農林水産省農村振興局長通知)別紙4の第1の2の(7)に掲げる機能保全計画

(2) 農業競争力強化農地整備事業実施要領の制定についてによる廃止前の特定地域振興生産基盤整備事業実施要領(平成23年4月1日付け22農振第2243号農林水産省農村振興局長通知)別紙4の第1の2の(7)に掲げる機能保全計画

(3) 農業競争力強化農地整備事業実施要領の制定についてによる廃止前の農業競争力強化基盤整備事業実施要領(平成25年2月26日付け24農振第2092号農林水産省農村振興局長及び24生畜第2231号農林水産省生産局長通知)別紙3-1第2の7の(1)に掲げる機能保全計画

(4) 水利施設等保全高度化事業実施要綱の制定について(平成30年3月30日付け29農振第2702号農林水産事務次官依命通知)による廃止前の農業水利施設保全合理化事業実施要綱(平成25年2月26日付け24農振第1931号農林水産事務次官依命通知)第2の12に掲げる機能保全計画

(5) 地域自主戦略交付金制度要綱の廃止について(平成25年5月15日付け府分推第33号内閣府事務次官通知・警察庁甲官発第161号警察庁長官通知・総官企第138号総務事務次官通知・25文科施第63号文部科学事務次官通知・厚生労働省発会0515第2号厚生労働事務次官通知・25農振第265号農林水産事務次官通知・20130501財地第2号経済産業事務次官通知・国官会第234号国土交通事務次官通知・環境政発第1305101号環境事務次官通知)による廃止前の地域自主戦略交付金制度要綱(平成23年4月1日付け府地戦第33号内閣府事務次官通知・警察庁甲官発第109号警察庁長官通知・総官企第112号総務事務次官通知・23文科施第4号文部科学事務次官通知・厚生労働省発健0401第10号厚生労働事務次官通知・22農振第2184号農林水産事務次官通知・平成23・03・24財地第1号経済産業事務次官通知・国官会第2614号国土交通事務次官通知・環境政発第110330002号環境事務次官通知)別紙9第1の2の(7)に掲げる機能保全計画

第5 ため池群整備工事

事業費のうち国の助成を除いた残額は都道府県及び市町村等地方公共団体の費用をもって充当するよう努めるものとする。

第6 その他

1 ため池整備工事として実施する土砂ダム堰堤工事は、ため池の堤体に係る工事と併せて行うものに限るものとする。

- 2 要領別紙3の第4の1の(2)及び2の(3)に定める「農村振興局長が別に定める条件」とは、以下の条件に該当するものとする。

農用地の水質汚濁等に起因する障害を除去する必要があるものとして、要領別紙9（水質保全対策事業に係る運用）別表2の条件に該当する地域であって、当該地域で行われる事業の受益面積の合計がおおむね10ヘクタール以上のもの。ただし、要領別紙9（水質保全対策事業に係る運用）別表2のア及びイに掲げる項目以外に水質障害が認められる項目が存する場合、又は作目等によって別途基準値を定める必要がある場合において、農用地の水質汚濁等に起因する障害を除去する必要があるときは、都道府県知事は、農業用水に関する項目及び基準値（以下「都道府県農業用水基準」という。）について、当該都道府県を単位として定め、要領別紙9（水質保全対策事業に係る運用）別表2に代えることができるものとする。

- 3 「農村地域防災減災事業実施要領の一部改正について」（平成27年4月9日付け26農振第2242号農林水産省農村振興局長通知）による改正前の農村地域防災減災事業に規定するため池保全体制整備事業を実施している地区については、なお従前の例による。

要領別紙 4（用排水施設等整備事業に係る運用）

第 1 趣旨

要領別表 1 の事業区分 1 の（3）に掲げる用排水施設等整備事業の運用及び取扱いについては、実施要綱及び実施要領によるほか、この運用及び要領別紙 4－2 の定めるところによる。

第 2 事業内容

1 湛水防除事業

（1）排水施設整備対策工事

ア 既存の農業用排水施設の耐用年数が経過する以前において、立地条件の変化により、湛水被害を生ずるおそれのある地域（原則として、過去に応急の湛水排除事業が実施された地域）で、これを防止するために行う排水機、排水樋門、遊水池等貯留施設、排水調整池、地下浸透施設、排水路、堤防等の新設又は改修（以下「排水施設整備工事」という。）

イ 同一水系の排水河川（地区内の過剰水が農業用排水施設により排水される河川等をいう。）に係る地域である等排水施設の一元管理を必要とする地域で、主として排水施設整備工事によって造成された排水施設について、防災体制を強化し、湛水被害の発生を防止するために行う排水管理に必要な施設の新設又は改修（アと併せ行うものを除く。）（以下「排水管理施設整備工事」という。）

ウ アにより整備された農業用排水施設の耐用年数が経過した以後において、その機能低下により再び湛水被害を生ずるおそれのある地域で、これを防止するために行う当該施設の変更（以下「湛水防除施設改修工事」という。）

（2）クリーク防災機能保全対策工事

農業用の水路網（以下「クリーク」という。）の密度又はクリークの貯留容量が一定以上であって、溢水被害及び水路機能被害が生じ、又は生じるおそれのある地域において、これら被害を防止するために都道府県が定める「クリーク地域防災機能保全対策基本計画」に基づき行う排水施設の新設、廃止又は改修、農業用道路の改修、暗渠排水及び整地

2 地盤沈下対策事業

地盤の沈下を防止するため、地下水の採取が法令等により規制されている地域において行う農業用排水施設の整備、農道の改修、客土、整地又は水源を転換するために行う農業用排水施設の整備及びこれに関連する整備

3 用排水施設整備事業

（1）築造後における自然的・社会的状況の変化等により早急に整備を要する頭首工、樋門、用排水機場若しくは水路等の変更又は当該施設に代わる農業用排水施設の新設及びこれらの附帯施設の整備

（2）流域開発等による流出量の増加、流出形態の変化等の他動的要因に起因する溢水被害等の発生を防止するために緊急に行う農業用排水施設の新設又は変更

（3）風水害等によって土砂崩壊の危険の生じた箇所において農用地及び農業用施設の災

害を防止するために行う土留石垣、擁壁、土砂溜堰堤若しくは水路等の整備（以下「土砂崩壊防止工事」という。）又は水田法面の保護を目的とする水抜工の設置（以下「水抜工」という。）及びこれに関連する整備

（４）湖沼隣接農用地の外水保全のために行う堤防又は樋門の新設又は変更等（以下「湖岸堤防工事」という。）

４ 鉍毒対策事業

いおう、銅、その他農作物に有害なものを含んでいる水等が、農用地に流入することにより生ずる被害を防止するために行う毒源を処理する施設又は毒源処理が困難な場合における農業用排水施設の新設又は改修並びにこれに附帯する客土又は排土

５ 実施計画策定等

（１）実施計画策定

事業に係る施設の諸条件等について調査等を行い、当該事業に必要な実施計画を策定するものとする。

（２）耐震性点検・耐震化対策整備計画策定

大規模地震発生のおそれのある地域（要領第２の２のアからエまで又はクのいずれかに該当する地域）において、施設の耐震性を調査するとともに、必要に応じて要領別紙２別記様式第１号の耐震化対策整備計画を策定するものとする。

（３）施設長寿命化計画策定

機能診断等の調査を行い、要領別紙２別記様式第２号の施設長寿命化計画を策定するものとする。

第３ 事業実施主体

都道府県又は団体（第２の１の（２）及び２にあつては、都道府県に限る。）

第４ 実施要件

用排水施設等整備事業における要件は、次に掲げるとおりとする。

１ 大規模事業

（１）第２の１の（１）のア及びウの事業にあつては、受益面積がおおむね 400 ヘクタール（離島にあつては、受益面積がおおむね 300 ヘクタール）以上、かつ、総事業費がおおむね 5 億円以上のもの

（２）第２の１の（１）のイの事業にあつては、受益面積がおおむね 1,000 ヘクタール以上のもの

（３）第２の１の（２）の事業にあつては、受益面積がおおむね 100 ヘクタール以上のもの

（４）第２の２の事業にあつては、受益面積がおおむね 400 ヘクタール以上のもの

（５）第２の３の事業（３の（３）及び（４）を除く。）にあつては、以下のとおりとする。

ア 都道府県が行うもの

（ア）受益面積がおおむね 400 ヘクタール以上（中山間地域において行うものにあつては、200 ヘクタール以上）のもの。ただし、奄美群島で行うものにあつてはイ

の（ア）の基準による。

（イ）総事業費がおおむね8,000万円以上（中山間地域において行うもの又は要領別紙3の第2の1と併せ行うものにあつては、3,000万円以上）のもの

イ ア以外のものを行うもの

（ア）受益面積がおおむね200ヘクタール以上（中山間地域において行うものにあつては、100ヘクタール以上）のもの

（イ）総事業費がおおむね8,000万円以上（中山間地域において行うものにあつては、3,000万円以上）のもの

2 小規模事業

（1）第2の1の（1）のア及びウの事業にあつては、受益面積がおおむね30ヘクタール以上（畑に係るものにあつては20ヘクタール以上）、かつ、総事業費がおおむね5,000万円以上のもの

（2）第2の1の（1）のイの事業にあつては、受益面積がおおむね100ヘクタール以上のもの

（3）第2の1の（2）、2及び4の事業にあつては、受益面積がおおむね20ヘクタール以上のもの

（4）第2の3の事業（3の（3）及び（4）を除く。）にあつては、受益面積がおおむね20ヘクタール以上（中山間地域において行うものにあつては、10ヘクタール以上）、かつ、総事業費がおおむね800万円以上のもの

（5）第2の3の（3）の水抜工にあつては、10ヘクタール以上のもの

3 第2の2の事業を実施する場合は、当該農業用施設における地盤の沈下に起因して生じた機能低下率がおおむね30パーセント以上のものとする。ただし、次のいずれかに該当する整備を実施する場合にあつては、この限りでない。

（1）水源を地下水以外のものに転換するために行う農業用排水施設の新設及び変更

（2）第2の2の事業により整備された農業用排水施設又は地盤沈下対策を目的として実施した事業により整備された農業用排水施設にあつて、自然的・社会的状況の変化等による当該施設の機能低下を防止するために行う当該施設の変更

4 第2の3の（3）及び（4）に掲げるものにあつては、以下のとおりとする。

（1）都道府県が行うものにあつては、アの基準による。

ただし、奄美群島及び離島で行うものにあつては、イの基準による。

ア a 湖岸堤防工事にあつては、防災受益面積がおおむね20ヘクタール以上のもの

b 土砂崩壊防止工事にあつては、防災受益面積がおおむね5ヘクタール以上のもの

イ 総事業費がおおむね800万円以上のもの

（2）（1）以外のものを行うものにあつては、次に掲げる基準による。

ア 大規模事業

（ア）防災受益面積がおおむね200ヘクタール以上のもの（土砂崩壊防止工事に係るものを除く。）

（イ）総事業費がおおむね8,000万円以上のもの

イ 小規模事業

(ア) 防災受益面積がおおむね 20 ヘクタール以上のもの（土砂崩壊防止工事に係るものを除く。）

(イ) 総事業費がおおむね 800 万円以上のもの

5 第 2 の 3 の事業を実施する場合は、要領別紙 1 の第 2 の 1 の（2）の調査又はこれに準ずる調査において、必要と認められたものであること。

第 5 事業の実施

本事業を実施するにあたり土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）によらない場合にあって、要綱第 8 の 1 の事業計画概要書を提出するものとする。

第 6 その他

1 第 2 の 1 の（1）のア及びウの事業にあっては、次のいずれかに該当するものに、第 2 の 1 の（1）のイ及び（2）の事業にあっては、次の（1）に該当するものに限る。

（1）農業以外の事業効果が見込まれる場合には、当該効果が全体の事業効果の 50 パーセント未満のもの

（2）受益面積の 50 パーセント以上が農用地であるもの

2 第 2 の 1 の事業のうち、国営総合農地防災事業（国営総合農地防災事業実施要綱（平成元年 7 月 7 日付け構改 D 第 486 号農林水産事務次官依命通知）第 1 の 1 に規定する事業をいう。）の受益に係る地域において、当該国営総合農地防災事業と一体となつてその効果を発現するのに必要なものについては、第 6 の 1 を適用しないものとし、小規模事業については、20 ヘクタール以上、大規模事業については、400 ヘクタール以上のものとする。

3 第 4 の 2 の（1）に規定する受益面積は、事業完了予定年度の 5 年後までのいずれかの年度（以下「計画年度」という。）に見込まれる面積とすることができる。この場合、事業実施主体は、以下により土地利用計画の提出及び土地利用の実績の報告を行うものとする。

（1）都道府県知事は、要綱第 8 の 1 の農村振興局長が別に定める書類として、要領別紙 4 別記様式第 1 号により土地利用計画を提出するものとする。なお、計画年度は、当該事業の進捗状況に応じて変更することができるものとし、変更があつた場合には、事業実施主体は、要領別紙 4 別記様式第 2 号により速やかに（都道府県以外の事業実施主体は、都道府県知事を経由し）地方農政局長（北海道にあっては北海道開発局長を経由して農村振興局長、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長。以下同じ。）に報告するものとする。

（2）事業実施主体は、要領別紙 4 別記様式第 3 号により土地利用の実績を計画年度の 3 月末日までに（都道府県以外の事業実施主体は、都道府県知事を経由し）地方農政局長に報告するものとする。

（3）地方農政局長等（北海道にあっては農村振興局長、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては地方農政局長）は、（2）及び（4）の規定により報告があつた計画年度の土地利用の実績が計画面積を満たさないときは、事業実施主体に対し、改善措置を講じるよう指導するものとする。

- (4) 事業実施主体は、(3)の規定により指導を受けたときは、速やかに要領別紙4別記様式第4号により改善計画を提出するとともに、改善計画の計画年度までの毎年度、土地利用状況を調査し、その翌年度の9月末日までに、要領別紙4別記様式第3号により土地利用の実績を（都道府県以外の事業実施主体は、都道府県知事を経由し）地方農政局長に報告するものとする。なお、改善計画の計画年度は、指導を受けた年度の5年後までのいずれかの年度とする。
- 4 第2の2の地盤沈下とは、地下水（水溶性天然ガスを含む。）の採取に起因して生じた地盤沈下である。また、地下水の採取の規制に関する法令等には、地方公共団体の条例を含むものとする。
- 5 第4の3の(2)の地盤沈下対策を目的として実施した事業とは、以下の要件を満たすものとする。
- (1) 地盤の沈下に起因した機能低下に対応又は水源を地下水以外のものに転換するために実施されていたものであること。
- (2) 地下水の採取が法令等により制限されていた地域で実施されていたものであること。
- (3) 国費が投入され、昭和50年以前に着手されていたものであること。
- 6 第2の5の事業の実施に当たっては、要綱第8の1の農村振興局長が別に定める書類として、要領別紙1別記様式第5号により調査計画事業計画概要書を提出するものとする。
- 7 施設長寿命化計画に基づく対策を実施するに当たっては、要綱第8の1の農村振興局長が別に定める書類として、要領別紙2別記様式3号により施設長寿命化計画の概要を作成し、提出するものとする。

要領別紙４－２（用排水施設等整備事業に係る取扱い）

第１ 湛水防除事業

- 1 要領別紙４の事業を実施する場合は、要領別紙４に掲げるもののほか、次に定める基準を満たすものとする。

- (１) 排水施設整備工事（要領別紙４の第２の１の（１）のアの事業）

ア 要領別紙４の第４の２の（１）に規定する受益面積について、畑と畑以外が混在する場合にあっては、両者の加重平均により判断するものとする。

イ 次の条件のいずれかに該当する地区であること。

（ア）排水改良事業実施後、その耐用年数以内に立地条件の変化のため著しく排水不良となった地区

（イ）事業の施行に係る地域において、受益戸数中農家戸数以外の戸数が占める割合又は受益面積中農地以外の土地の面積が占める割合が５分の１以上である場合で、しばしば湛水被害を受ける地域

（ウ）地盤沈下等により湛水被害の著しい地域

（エ）受益面積と流域面積との比が著しく大きく（３倍以上）、負担に耐えないもの

ウ 排水調整池を事業の対象とする場合にあっては、耕作放棄地を利用することとする。

また、自然環境を保全するための工事は、植生工、親水及び護岸の整備のみとする。

- (２) 排水管理施設整備工事（要領別紙４の第２の１の（１）のイの事業）

以下の条件のすべてを満たすものとする。

ア 排水施設整備工事によって造成された施設を主たる対象とするもの

イ 同一水系の排水河川（地区内の過剰水が農業用排水施設によって排水される河川等をいう。）に係る地域である等排水施設の一元管理を必要とする地域において実施するもの

ウ 防災体制を強化し、湛水被害の発生を防止するために行う排水管理に必要な施設の新設又は改修を単独で実施するもの

- (３) 湛水防除施設改修工事（要領別紙４の第２の１の（１）のウの事業）

要領別紙４の第４の２の（１）に規定する受益面積について、畑と畑以外が混在する場合にあっては、両者の加重平均により判断するものとする。

- (４) クリーク防災機能保全対策工事（要領別紙４の第２の１の（２）の事業）

ア 次の条件のいずれかに該当する地域とする。

（ア）市町村を単位として、クリークの排水受益である農用地（以下「受益農用地」という。）に占める貯留容量を有するクリークの面積の割合が６．７パーセント以上であること。

（イ）市町村を単位として、受益農用地１００ヘクタール当たり６７，０００立方メートル以上の貯留容量を有すること。

イ 要領別紙４の第２の１の（２）に掲げる「クリーク地域防災機能保全対策基本計画」は次に定めるものとする。

- (ア) 地域の洪水被害及び水路機能被害を防止するための整備計画
- (イ) 地域の環境に配慮した整備の基本的な考え方
- (ウ) 他事業との関連
- (エ) 施設管理予定者
- (オ) 施設の運用方法

ウ 要領別紙4の第2の1の(2)に掲げるクリーク防災機能保全対策工事の内容等は、次に定めるものとする。

- (ア) 排水施設の新設、廃止又は改修

排水施設のうち排水路については、耐用年数が経過する以前において水路機能被害が生じているか又は生じるおそれのあるものの改修に限る。

- (イ) 農業用道路の改修

上記(ア)の排水路に隣接し、侵食被害が発生している農業用道路の改修

- (ウ) 暗渠排水

上記(ア)の排水路の侵食被害の発生に伴い機能低下した暗渠排水の機能回復

なお、暗渠排水のうち、市町村又は土地改良区等が所有するとともに、災害対策基本法第42条に規定する市町村地域防災計画等において、地域排水機能の発揮により湛水被害の発生防止を図ることが位置付けされているものを地域排水型暗渠排水と称する。

また、地域排水型暗渠排水を市町村が所有する場合にあっては、行政財産として適切に管理することとする。

- (エ) 整地

上記(ア)の排水路内に堆積した土砂を利用した整地

- 2 国の助成を除いた残額は、都道府県費及び市町村費等地方公共団体の費用をもって充当するものとする。ただし、受益の限度に従い受益者に負担させることは妨げない。
- 3 要領別紙4の第2の1の(1)の事業にあっては、完了後の施設の維持管理には、都道府県及び市町村等の地方公共団体が当たるものとする。

第2 用排水施設整備事業

- 1 頭首工、樋門、用排水機場及び水路にあっては、次の要件を満たすもの
 - (1) 頭首工（集水渠を含む。以下同じ。）にあっては、流域又は河状の変化等により周辺の農用地その他に被害を与えるおそれのあるものであって、次のいずれかに該当するもの
 - ア 決壊又は護床、護岸等の不備により、堤防又は公共施設等に重大な影響が生ずるおそれのあるもの
 - イ 流木又は土砂堆積等により可動堰が機能障害を受け、洪水の流下を阻害しているもの
 - (2) 樋門（水門、樋管を含む。以下同じ。）にあっては、堤防と一体となっている樋門であって、脆弱化による浸水又は漏水により、周辺の農用地、堤防又は公共施設等に重大な影響が生ずるおそれのあるもの
 - (3) 用水又は排水の機場にあっては、次のいずれかに該当するもの

- ア 排水機場で施設の脆弱化による排水機能の低下により被害が生じているもの
- イ 用水又は排水の機場で施設の脆弱化により堤防又は公共施設等に被害を与えるおそれのあるもの

(4) 水路にあっては、次のいずれかに該当するもの

- ア 山腹部に築造された水路であって、土砂崩壊又は山地流域からの流入等により、下位部の農用地、農業用施設又は人家等に被害を与えるおそれのあるもの
- イ 盛土又は軟弱基盤上に築造された水路であって、漏水又は脆弱化による用排水機能の低下により、周辺の農用地、農業用施設又は人家等に被害を与えるおそれのあるもの
- ウ 一連の効用を有する水路のうち、トンネル部の崩壊の危険が顕著であり、早急に補強等を要するもの
- エ サイホン、水路橋又は暗渠等の損傷により、周辺の農用地その他に被害を与えるおそれのあるもの
- オ アからエまでと一連の施設であって、分離して施行することが当該施設の効用上困難又は不適當なもの

(5) 小規模事業の対象とするもののうち、頭首工、樋門、用排水機場及び水路は、要領別紙 4 に掲げる要件を満たすほか、流域又は河状の変化、土砂崩壊又は施設の脆弱化等により、周辺の農用地その他に被害を与えるおそれのあるもので早急に整備を要するもの及びこれらと一連の施設であって、分離して施行することが当該施設の効用上困難又は不適當なもの。

ただし、維持管理に係るものは除くものとする。

(6) 施設長寿命化計画に基づく機能保全対策を実施する場合にあっては、(1) から(5) までにかかわらず、次のいずれかの要件を満たすもの

- ア 湛水防除等の農地防災を目的とした樋門、排水機場又は水路であって、施設の脆弱化による排水機能の低下により被害が生ずるおそれがあるもの
- イ アと一連の施設であって、分離して機能保全対策を実施することが当該施設の効用上困難又は不適當なもの

第 3 鉱毒対策事業

人為的事由によって被害が発生している場合にあっては、下記に掲げるものを除く。

- (1) 被害原因が公害防止事業費事業者負担法（昭和 45 年法律第 133 号）によって負担すべき事業者の事業活動によるもの
- (2) 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和 45 年法律第 139 号）で指定された特定有害物質（カドミウム、銅、砒素等）によるもの
- (3) 休廃止鉱山鉱害防止工事等により山元対策（毒水の発生源対策）が終わったもの。

要領別紙 5（農地保全整備事業に係る運用）

第 1 趣旨

要領別表 1 の事業区分 1 の（４）に掲げる農地保全整備事業の運用及び取扱いについては、実施要綱及び実施要領によるほか、この運用及び要領別紙 5－2 の定めるところによる。

第 2 事業内容

- 1 急傾斜地帯（土地の平均傾斜度が 15 度以上の地域をいう。）若しくはこれに準じる地帯又は特殊土壌地帯（侵食を受けやすい性状の土壌地帯をいう。）における農用地の侵食、崩壊を防止するために行う排水施設等の新設若しくは改修又は風食若しくは風害若しくは潮害を受けやすい地域における農用地の被害を防止するために行う防風施設の整備（以下「本工事」という。）
- 2 本工事と併せ行うことが技術的経済的に適当と認められる次に掲げる工事（以下「関連工事」という。）
 - （１）本工事に係る排水施設と連絡する等機能上密接な関連のある排水施設の新設又は改修
 - （２）農道の新設又は改修
 - （３）農道の効用を兼ねる水路の新設又は改修
 - （４）本工事と一体的に整備することにより人家、人命及び公共施設に及ぼす災害を未然に防止することができる農業用排水路、土留工等の新設又は改修（以下「シラス地域等保全対策工事」という。）
 - （５）農用地及び農業用施設の災害の未然防止、農村地域の安全性の維持等に資する排水路、土留工等の新設又は改修（以下「農村地域防災施設整備工事」という。）
- 3 特殊土壌又はさんご、石れき等の排除（以下「排除工事」という。）
- 4 本工事及び関連工事の受益面積と受益面積のおおむね 3 分の 2 以上が重複するほ場整備、畑地かんがい又は農地開発（以下「特殊農地保全整備工事」という。）
- 5 地盤の相当部分が泥炭土からなることに起因する地盤の沈下若しくは火山性土壌等に起因する土壌侵食等により、農作物等の生育が阻害され、若しくは農作業の能率が低下することを防止するため必要な農用地若しくは農業用排水施設等の機能回復又は火山性土壌等に起因する土壌侵食等災害の未然防止を図るための農業用排水施設、土留工その他の施設の新設若しくは改修、農業用道路の改修、暗渠排水若しくは整地（以下「農地機能保全対策工事」という。）
- 6 耕作放棄地を有効活用し、放棄前に有していた国土保全機能の持続を図ることを目指した国土保全機能持続対策計画に基づき実施する農地防災施設工、侵食防止畦畔の新設、廃止又は改修であって農地機能保全対策工事と併せて行うもの（以下「国土保全機能持続対策工事」という。）
- 7 特殊な自然災害に起因し、農地のかい廃又は農作物の生育阻害を防止するために必要な土壌改良又は栽培管理用施設若しくは農地被覆施設の整備（以下「特殊自然災害対策工事」という。）
- 8 事業に係る施設の諸条件等について調査等を行い、当該事業に必要な実施計画を策定するものとする。

第3 事業実施主体

都道府県又は団体（農村地域防災対策施設整備工事、特殊農地保全整備工事又は農地機能保全対策工事にあつては、都道府県に限る。また、排除工事にあつては、団体に限る。（なお、北海道の石れきの排除にあつては、道又は団体とする。））

第4 実施要件

農地保全整備事業における要件は、次に掲げるとおりとする。

- 1 農地侵食防止工事（本工事、関連工事及び排除工事をいう。以下同じ。）にあつては次の基準による。

（1）県営事業

- ア 本工事にあつては、受益面積がおおむね 50 ヘクタール（畑地等にあつては、おおむね 20 ヘクタール）以上
- イ 関連工事にあつては、それぞれの受益面積がおおむね 5 ヘクタール以上
- ウ 北海道が行う排除工事にあつては、受益面積がおおむね 10 ヘクタール以上

（2）団体営事業

- ア 本工事及び排除工事にあつては、それぞれの受益面積がおおむね 10 ヘクタール以上
- イ 関連工事にあつては、受益面積の制限は設けないものとする。

- 2 特殊農地保全整備工事（受益面積がおおむね 40 ヘクタール（優良農用地の確保に資するための農用地の整備と地域の実情に即した高付加価値農業の推進に関する計画（以下「農地保全地域高付加価値農業推進計画」という。）に基づいて行うものにあつては、おおむね 20 ヘクタール）以上の農地侵食防止工事（排除工事を除く。）と併せ行う場合に限る。）にあつては、次の基準による。

- （1）ほ場整備については、受益面積がおおむね 30 ヘクタール（農地保全地域高付加価値農業推進計画に基づいて行うものにあつては、おおむね 20 ヘクタール）以上のもの

- （2）畑地かんがいについては、受益面積がおおむね 50 ヘクタール（農地保全地域高付加価値農業推進計画に基づいて行うものにあつては、おおむね 20 ヘクタール）以上のもの

- （3）農地開発については、造成農用地面積がおおむね 30 ヘクタール（農地保全地域高付加価値農業推進計画に基づいて行うものにあつては、おおむね 20 ヘクタール）以上のもの

- 3 農地機能保全対策工事にあつては、受益面積がおおむね 20 ヘクタール以上のもの

- 4 特殊自然災害対策工事にあつては、次の基準による。

- （1）活動火山対策特別措置法（昭和 48 年法律第 61 号）第 19 条に基づく防災営農施設整備計画に定められていること。
- （2）土壌改良にあつては、（1）のほか、要領別紙 5－2 の第 1 の 23 の要件を満たしていること。
- （3）栽培管理用施設又は農地被覆施設の整備にあつては、総事業費がおおむね 800 万円以上であること。

第5 事業の実施等

- 1 第 2 の 4 の事業を実施するに当たっては、要綱第 8 の 1 の農村振興局長が別に定める

書類として、要領別紙 5 別記様式第 1 号を提出するものとする。

2 第 2 の 7 の事業を実施するに当たっては、要綱第 8 の 1 の農村振興局長が別に定める書類として、要領別紙 5 別記様式第 2 号を提出するものとする。

3 第 2 の 8 の事業の実施に当たっては、要綱第 8 の 1 の農村振興局長が別に定める書類として、要領別紙 1 別記様式第 5 号により調査計画事業計画概要書を提出するものとする。

要領別紙５－２（農地保全整備事業に係る取扱い）

第１ 事業の実施等

要領別紙５の事業を実施するに当たっての取扱い事項は、要領別紙５に定めるもののほか、以下のとおりとする。

- １ 要領別紙５の第２の１に掲げる「これに準じる地帯」とは、普通畑であって土地の平均傾斜度が１０度以上の地域をいう。
- ２ 要領別紙５の第２の１に掲げる「防風施設の整備」とは、農用地を風食、風害又は潮害から守る防風林、防風垣、防風ネット及びこれらの施設の管理に必要な管理用道路の設置をいう。
- ３ 要領別紙５の第２の２の（１）に掲げるもの（以下「関連排水路」という。）及び２の（２）に掲げるもの（以下「関連農道」という。）に要する経費と２の（３）に掲げるもの（以下「水路兼用農道」という。）に要する経費の５０パーセントの合計額は、総事業費のおおむね５０パーセントの範囲内であるものとする。
- ４ 関連農道及び水路兼用農道は、原則として本工事（要領別紙５の第２の１の本工事をいう。以下同じ。）の受益地域内で施工するものとする。

ただし、本工事及び水路兼用農道施工の結果、流域面積の増加等の原因により洪水量が増大し、排水不良となる場合には、地域外の排水路も本工事とする。
- ５ 関連農道及び水路兼用農道の有効幅員は、原則として２メートル以上とする。
- ６ 工事完了後農道網の一環として使用される資材運搬道路は、関連農道とする。
- ７ 関連排水路は、本工事の排水路又は水路兼用農道の末端に接続し、本工事の地域内の排水を安定した河川に導くとともに、地域外の農用地の排水改良に資するものとする。
- ８ 承水路、集水路、排水路等に附帯する溝畔は、水路安全上必要な最小幅員とする。
- ９ 本工事の排水路と当該水路に接して同時に施行される関連農道との費用の振分けは、原則として断面上における農道部分と水路構造物との境界線により分割して積算したところによるものとする。
- １０ 要領別紙５の第２の２の（４）の「土留工等」とは、土留石垣、擁壁、堰堤、土砂吐等をいう。
- １１ 要領別紙５の第２の２の（４）のシラス地域等保全対策工事を実施する用排水施設にあっては、その始点の両側５０メートル及び下方１００メートルの範囲に１０戸以上の人家又は公共施設が存することを要するものとする。
- １２ 要領別紙５の第２の３に掲げる排除工事の実施地区は、富士マサ、ボラ、コラ等の特殊土壌層又は農耕に特に支障のあるさんご若しくは石れきが存在する地域（石れきにあっては、れき含量おおむね５パーセント以上の地域）とする。
- １３ 特殊農地保全整備工事（要領別紙５の第２の４の特殊農地保全整備工事をいう。以下同じ。）の実施地区は、南九州畑作営農改善資金融通臨時措置法（昭和４３年法律第１７号）第２条により指定された南九州畑作振興地域とする。
- １４ 南九州畑作振興地域における農地侵食防止工事（要領別紙５の第４の１の農地侵食防止工事（排除工事を除く。）をいう。以下同じ。）とは場整備、畑地かんがい及び農地開発の各工事が競合する部分の排水路の取扱いについては、末端支配面積がおおむね２０ヘクタール以上の部分は、農地侵食防止工事の費用とし、それ未満の場合にあっては、各工事費の費用とする。

15 特殊農地保全整備工事のうち農地保全地域高付加価値農業推進計画（要領別紙５の第３の２の農地保全地域高付加価値農業推進計画をいう。以下同じ。）に基づいて行うものにあつては、当該事業区域内において、主として高付加価値農業を営む中核的担い手農家（恒常的に農業を営み今後とも区域内の農業を担っていく個別経営農家）がおおむね５戸以上見込まれることを要するものとする。

なお、高付加価値農業とは、消費者のニーズに的確に対応した収益性の高い農業で、次の手法により農産物の付加価値を高めるものをいう。

- （１）当該地域に適した新たな農作物の導入又は地域の伝統作物の掘り起こし
- （２）優良品種、特別な販売方式の導入
- （３）農作物の加工を通じた地域特産物の開発
- （４）その他地方農政局長が適当と認める手法

16 都道府県知事は、農地保全地域高付加価値農業推進計画に基づいて農地保全整備事業を行う場合、次に掲げる事項を内容とする農地保全地域高付加価値農業推進計画を策定し、別記様式第１号の事業計画概要書に添付するものとする。

（１）基本構想

ア 当該地域の農業振興構想及び同構想の中で位置づけられる当該地区の高付加価値農業推進構想

イ 当該地区の高付加価値農業の振興が地域の活性化等に与える効果

（２）高付加価値農業促進営農計画

ア 当該地区の高付加価値農業に関する営農計画

イ 当該地区の高付加価値農業区域に係る土地利用計画

17 要領別紙５の第２の５の「土留工その他の施設」とは、土留石垣、擁壁、堰堤、水路等をいう。

18 要領別紙５の第２の６の「国土保全機能持続対策計画」の内容は次のとおりとする。

（１）農地防災施設工等の設置理由

（２）農地防災施設工等の維持管理方法

19 要領別紙５の第２の６の「農地防災施設工」とは、沈砂池等をいう。

20 要領別紙５の第２の７の「土壤改良」とは、降灰による農地又は果樹等樹体の酸度の矯正等を行うための土壤改良資材の投入とする。

21 要領別紙５の第２の７の「栽培管理用施設」とは、農業用水の確保、降灰の除去等を行うための畑地かんがい用施設等の営農用水供給施設とする。

22 要領別紙５の第２の７の「農地被覆施設」とは、降灰による農地又は農作物の被害を防止するための農地を覆う施設とする。

23 要領別紙５の第４の４の（２）の要件とは、降灰による農地又は果樹等樹体への影響について、公共の試験研究機関等に次のとおり認められたものであることとする。

（１）農地にあつては、その地域において通常栽培される農作物又は果樹等樹体の生育が著しく阻害されることが確実であること。

（２）果樹等樹体にあつては、当該樹体に対する降灰により、その地域における通常の生育状態に比べ、生育が著しく阻害されることが確実であること。

要領別紙 6（地域防災機能増進事業に係る運用）

第 1 趣旨

要領別表 1 の事業区分 1 の（５）に掲げる地域防災機能増進事業の運用については、実施要綱及び実施要領によるほか、この運用の定めるところによる。

第 2 事業の内容

1 土地改良施設豪雨対策事業

土地改良施設の豪雨対策に必要な施設の改修

2 土地改良施設耐震対策事業

土地改良施設の耐震改修

3 農道防災対策工事

農道橋等の耐震化対策や災害発生の防止が必要な危険箇所の整備

4 実施計画策定等

（１）実施計画策定

事業に係る施設の諸条件等について調査等を行い、当該事業に必要な実施計画を策定するものとする。

（２）耐震性点検・耐震化対策整備計画策定

大規模地震発生のおそれのある地域（要領第 2 の 2 のアからエまで又はクのいずれかに該当する地域）において、施設の耐震性を調査するとともに、必要に応じて要領別紙 2 別記様式第 1 号の耐震化対策整備計画を策定するものとする。

第 3 事業実施主体

都道府県又は市町村

第 4 実施要件

地域防災機能増進事業における要件は、次に掲げるとおりとする。

1 第 2 の 1 の事業にあつては、要領別紙 1 別記様式第 4 号の地域排水機能強化計画が策定されており、かつ、次のいずれかに該当するもの

ア 総事業費の合計がおおむね 800 万円以上のもの

イ 防災受益面積の合計がおおむね 30 ヘクタール以上（畑に係るものにあつては 20 ヘクタール以上）のもの

2 第 2 の 2 の事業にあつては、要領別紙 2 別記様式第 1 号の耐震化対策整備計画が策定されており、かつ、次の（１）及び（２）に掲げる事業ごとに、それぞれ掲げる要件に該当するもの

（１）大規模事業

防災受益面積がおおむね 400 ヘクタール以上のもの

（２）小規模事業

次のいずれかに該当するもの

ア 総事業費がおおむね 800 万円以上のもの

イ 防災受益面積がおおむね 30 ヘクタール以上のもの

- 3 第2の3の事業にあっては、防災対策の必要性が整理されており、かつ、次の（1）及び（2）に掲げる事業ごとに、それぞれ掲げる要件に該当するもの。なお、耐震化対策を行うものにあっては、第4の2の要件を準用するものとする。

（1）大規模事業

防災受益面積がおおむね 400 ヘクタール以上のもの

（2）小規模事業

次のいずれかに該当するもの

ア 総事業費がおおむね 800 万円以上のもの

イ 防災受益面積がおおむね 30 ヘクタール以上のもの

第5 対象施設

1 土地改良施設豪雨対策事業

地域の豪雨に対する防災機能を強化するために、既存施設を活用した整備を行うことで効果が発現する土地改良施設であって、以下のいずれかに該当する施設

- （1）築造後における自然的・社会的状況の変化に伴う湛水被害を防止するために整備が必要な施設
- （2）既存の一連の排水施設において脆弱部を有し、地域の排水に支障が生じている施設
- （3）災害発生時の機能喪失を防ぐために対策が必要な施設

2 土地改良施設耐震対策事業

土地改良施設のうち、次のいずれかに該当するもの

- （1）施設周辺に主要道路、鉄道又は人家等があり、地震による被害が生じた場合に人命・財産等への影響が大きい施設
- （2）地域防災計画において避難路等に指定されている農道又は地域防災計画において避難路に指定されている道路に隣接するなど避難・救護活動への影響が大きい施設
- （3）地域の経済活動や生活機能への影響が大きい施設
- （4）地震による被害が生じた場合に農地 10 ヘクタール以上（農地 5 ヘクタール以上 10 ヘクタール未満であって、当該地区に存する人家の被害を考慮し、それが農地 10 ヘクタール以上の被害に相当するものと認められるもの（人家 1 戸が農地 1 ヘクタールに相当するとみなして算定）を含む。）に影響を与える施設

3 農道防災対策工事

土地改良施設である農道のうち、農道橋や農道トンネルの耐震化対策、湧水等による崩壊の危険が顕著な路肩や法面など防災上の観点から行う危険箇所の整備及びこれらと一体的に整備するもの（ただし、維持管理に係るものは除く。）であって、次のいずれかに該当するもの。なお、耐震化対策を行うものにあっては、第5の2の要件を準用するものとする。

- （1）施設周辺に主要道路、鉄道又は人家等があり、災害が発生した場合に人命・財産等への影響が大きい施設
- （2）地域防災計画において避難路等に指定されている農道又は地域防災計画において避難路に指定されている道路に隣接するなど避難・救護活動への影響が大きい施設

第6 対象地域

第2の2の事業及び第2の3のうち耐震化対策を実施する場合は、要領第2の2のアからエまで又はクのいずれかに該当する地域であること。

第7 事業の実施

- 1 第2の1の事業を実施するに当たっては、要綱第8の1の農村振興局長が別に定める書類として要領別紙6別記様式第1号により事業計画概要書を提出するものとする。
- 2 第4の1のイに規定する受益面積は、事業完了予定年度の5年後までのいずれかの年度（以下「計画年度」という。）に見込まれる面積とすることができる。この場合、事業実施主体は、以下により土地利用計画の提出及び土地利用の実績の報告を行うものとする。
 - （1）都道府県知事は、要綱第8の1の農村振興局長が別に定める書類として、要領別紙4別記様式第1号により土地利用計画を提出するものとする。なお、計画年度は、当該事業の進捗状況に応じて変更することができるものとし、変更があった場合には、事業実施主体は、要領別紙4別記様式第2号により速やかに（都道府県以外の事業実施主体は、都道府県知事を経由し）地方農政局長（北海道にあっては北海道開発局長を経由して農村振興局長、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長。以下同じ。）に報告するものとする。
 - （2）事業実施主体は、要領別紙4別記様式第3号により土地利用の実績を計画年度の3月末日までに（都道府県以外の事業実施主体は、都道府県知事を経由し）地方農政局長に報告するものとする。
 - （3）地方農政局長等（北海道にあっては農村振興局長、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては地方農政局長）は、（2）及び（4）の規定により報告があった計画年度の土地利用の実績が計画面積を満たさないときは、事業実施主体に対し、改善措置を講じるよう指導するものとする。
 - （4）事業実施主体は、（3）の規定により指導を受けたときは、速やかに要領別紙4別記様式第4号により改善計画を提出するとともに、改善計画の計画年度までの毎年度、土地利用状況を調査し、その翌年度の9月末日までに、要領別紙4別記様式第3号により土地利用の実績を（都道府県以外の事業実施主体は、都道府県知事を経由し）地方農政局長に報告するものとする。なお、改善計画の計画年度は、指導を受けた年度の5年後までのいずれかの年度とする。
- 3 第2の2の事業を実施するに当たり、土地改良法の手続によらない場合にあっては、要綱第8の1の農村振興局長が別に定める書類として要領別紙6別記様式第2号により事業計画概要書を提出するものとする。
- 4 第2の3の事業を実施するに当たっては、要綱第8の1の農村振興局長が別に定める書類として別記様式第5号により事業計画概要書を提出するものとする。
- 5 第2の4の事業の実施に当たっては、要綱第8の1の農村振興局長が別に定める書類として、要領別紙1別記様式第5号により調査計画事業計画概要書を提出するものとする。

要領別紙 6－2（地域防災機能増進事業に係る取扱い）

第 1 土地改良施設豪雨対策事業

要領別紙 6 の第 4 の 1 のイに規定する受益面積について、畑と畑以外が混在する場合にあっては、両者の加重平均により判断するものとする。

要領別紙 7（農業用河川工作物等応急対策事業に係る運用）

第 1 趣旨

要領別表 1 の事業区分 1 の（6）に掲げる農業用河川工作物等応急対策事業の運用については、実施要綱及び実施要領によるほか、この運用の定めるところによる。

第 2 事業の内容

1 農業用河川工作物応急対策事業

農業用河川工作物（頭首工、水門、樋門、樋管、橋梁等をいう。以下「工作物」という。）の整備補強、撤去、撤去に伴う整備又は撤去に伴う代替水源の整備（以下「整備補強等」という。）

2 農業用道路横断工作物緊急耐震対策事業

農業用道路横断工作物の耐震補強整備

3 実施計画策定等

（1）実施計画策定

事業に係る施設の諸条件等について調査等を行い、当該事業に必要な実施計画を策定するものとする。

（2）耐震性点検・耐震化対策整備計画策定

大規模地震発生のおそれのある地域（要領第 2 の 2 のアからエまで又はクのいずれかに該当する地域）において、施設の耐震性を調査するとともに、必要に応じて要領別紙 2 別記様式第 1 号の耐震化対策整備計画を策定するものとする。

第 3 事業実施主体

都道府県又は団体（ただし、第 4 の 1 の実施要件に該当する事業にあつては、都道府県に限る。）

第 4 実施要件

農業用河川工作物等応急対策事業における要件は、次に掲げるとおりとする。

1 大規模事業（第 2 の 1 の事業に限る。）

総事業費がおおむね 1 億円以上のもの

ただし、奄美群島及び離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）に基づく指定地域（以「離島」という。）にあつては、5,000 万円以上のもの

2 小規模事業

総事業費がおおむね 800 万円以上のもの

3 工作物の撤去に伴う代替水源の整備

工作物の整備補強又は撤去に伴う整備を行うよりも経済的であるもの

第 5 対象施設

1 農業用河川工作物応急対策事業

（1）工作物の構造が不適当又は不十分のため、前後一連の区間に比較してその治水機能

が劣っている工作物について対策基準により改善措置を必要とするもの及びこれと一連の施設で洪水等からの安全を確保するため、一体としての工事の実施を必要とするもの

(2) 工作物の本来の機能が失われ、前後の一連の区間に比較してその治水機能が劣っている工作物について洪水等からの安全を確保するため、工作物の撤去等の工事の実施を必要とするもの

(3) (1) の対策基準とは、「覚書（農業用河川工作物の応急対策について）」（平成6年5月31日付け6－3建設省河治発第39号）の別紙「河川管理施設等応急対策基準」によるものとし、その適用に当たっては、当該覚書中「ため池等整備事業」とあるのは「農業用河川工作物応急対策事業」と読み替えるものとする。

2 農業用道路横断工作物緊急耐震対策事業

地震の際に緊急輸送路として活用される道路の機能の確保及び道路交通車両の安全を確保するため耐震補強整備を必要とするもの（高速自動車国道又は一般有料道路を横断して設置されているものに限る。）

第6 事業の実施

1 事業を実施するに当たっては、要綱第8の1の農村振興局長が別に定める書類として要領別紙7別記様式第1号により事業計画概要書を提出するものとする。

2 第2の3の事業の実施に当たっては、要綱第8の1の農村振興局長が別に定める書類として、要領別紙1別記様式第5号により調査計画事業計画概要書を提出するものとする。

第7 その他

国の助成を除いた残額は、都道府県及び市町村等地方公共団体の費用をもって充当するよう努めるものとする。ただし、工事費に対して次に示す割合以上については、都道府県において負担するものとする。

総事業費	都道府県	奄美	離島
1億円以上	37/100	26/100	36/100
5千万円以上1億円未満	42/100	26/100	36/100
8百万円以上5千万円未満	32/100	24.4/100	34/100

注：「都道府県」には、離島（離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域）及び奄美群島（鹿児島県名瀬市及び大島郡の区域をいう。）の区域は含まないものとする。

要領別紙 8（特定農業用管水路等特別対策事業に係る運用）

第 1 趣旨

要領別表 1 の事業区分 1 の（7）に掲げる特定農業用管水路等特別対策事業の運用については、実施要綱及び実施要領によるほか、この運用の定めるところによる。

第 2 事業内容

- 1 石綿等が使用されている農業用管水路の撤去（撤去することが著しく困難又は不適当な場合において行う当該石綿等の劣化又は飛散の防止措置を含む。）及びこれと一体的に行う農業用排水路の変更
- 2 1 の農業用排水路と一体となって機能を発揮する農業用排水路の変更
- 3 石綿等が使用されている土地改良施設（農業用管水路を除く。）において行う当該石綿等の除去及びこれと一体的に行う当該土地改良施設の変更
- 4 1 から 3 までの事業の実施に必要な、施設の諸条件等の調査及び実施計画の策定

第 3 事業実施主体

都道府県又は団体

第 4 実施要件

特定農業用管水路等特別対策事業における要件は、次に掲げるとおりとする。

- 1 都道府県営事業
受益面積がおおむね 20 ヘクタール以上であり、かつ、第 2 の 1 及び 2 を対象とするものにあっては、変更を必要とする農業用管水路の延長に対し、石綿等が使用されている農業用管水路の延長が 50 パーセント以上のもの
- 2 団体営事業
受益面積がおおむね 10 ヘクタール以上であり、かつ、第 2 の 1 及び 2 を対象とするものにあっては、変更を必要とする農業用管水路の延長に対し、石綿等が使用されている農業用管水路の延長が 50 パーセント以上のもの

第 5 事業の実施

- 1 特定農業用管水路等特別対策事業を実施するに当たって、土地改良法によらない場合にあっては、要綱第 8 の 1 の事業計画概要書を提出するものとする。
- 2 第 2 の 4 の事業の実施に当たっては、要綱第 8 の 1 の農村振興局長が別に定める書類として、要領別紙 1 別記様式第 5 号により調査計画事業計画概要書を提出するものとする。

第 6 その他

本要領別紙において、石綿等とは、石綿障害予防規則（平成 17 年厚生労働省令第 21 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する石綿等をいう。

要領別紙 9（水質保全対策事業に係る運用）

第 1 趣旨

要領別表 1 の事業区分 1 の（8）に掲げる水質保全対策事業の運用については、実施要綱及び実施要領によるほか、この運用の定めるところによる。

第 2 事業内容

事業内容は、別表 1 のとおりとする。

第 3 事業実施地域等

- 1 別表 1 の区分 2 及び区分 3 の事業にあつては、農村地域及び公共用水域（水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）第 2 条に規定するものをいう。）における水質汚濁が環境保全上及び農業利水上問題となっている地域を対象としており、次に掲げる（1）から（3）までのいずれかの地域であること。さらに、別表 1 の区分 1 の工種（2）から（4）までの施設整備を行う場合は、次に掲げる（4）又は（5）の要件を満たしている地域とする。
 - （1）住民又は地方公共団体から水質汚濁について苦情や改善要望等が寄せられている地域
 - （2）農業用排水の水質が排水先の公共用水域の水質環境基準等を満足していない地域
 - （3）その他農村地域の環境保全について農村振興局長が特に必要と認める地域
 - （4）農業用排水の水質汚濁により農作物に被害等が生じているか又は生ずるおそれのある地域
 - （5）農業用排水の水質汚濁により農業用排水施設の維持管理費の増嵩等農作業に支障が生じているか又は生ずる恐れのある地域
- 2 別表 1 の区分 3 の事業にあつては、指定湖沼（湖沼水質保全特別措置法（昭和 59 年法律第 61 号）第 3 条第 1 項により指定される湖沼をいう。）の流域内であること。
- 3 別表 1 の区分 4 の事業にあつては、奄美群島（奄美群島振興特別措置法（昭和 29 年法律第 189 号）第 1 条に定める地域をいう。）及び沖縄県内の受食性の高い土壌（国頭マージ、島尻マージ、ジャーガル等）に覆われた地帯であること。

第 4 事業実施主体

水質保全対策事業の事業実施主体は、下記のとおりとする。

- 1 別表 1 の区分 1、区分 5 及び区分 6 の事業実施主体は都道府県又は団体とする。
- 2 別表 1 の区分 2 及び 3 の事業実施主体は都道府県又は市町村とする。
- 3 別表 1 の区分 4 の事業実施主体は鹿児島県、沖縄県又はこれらの県下の市町村とする。

第 5 実施要件

水質保全対策事業における実施要件は、次に掲げるとおりとする。

なお、別表 1 の区分 1 から 3 までに掲げる事業を実施しようとするときは、次の 1 又は 2 のいずれかを満たすこととする。

また、同表の区分 4 に掲げる事業を実施しようとするときは、次の 3 を満たすこととし、

同表の区分5の事業を実施しようとするときは、次の4を満たすこととする。

- 1 農用地の水質汚濁等に起因する障害を除去する必要があるものとして、別表2の条件に該当する地域で行う事業であって、次の受益面積を満たすもの。ただし、別表2のア及びイに掲げる項目以外に水質障害が認められる項目が存する場合、又は作目等によって別途基準値を定める必要がある場合において、農用地の水質汚濁等に起因する障害を除去する必要があるときは、都道府県知事は、農業用水に関する項目及び基準値(以下「都道府県農業用水基準」という。)について、当該都道府県を単位として定め、別表2に代えることができるものとする。

- (1) 大規模事業 受益面積の合計がおおむね400ヘクタール以上のものであって、次のいずれかに該当するもの。

ア 老朽化したため又は周辺地域の自然的社会的条件の変化等に起因してぜい弱化したため生ずるおそれがある決壊その他の事故による災害を防止するため必要があるもの

イ 農用地の湛水を排除するため必要があるもの

ウ 地盤の沈下に起因して、農作物等の生育が阻害され、若しくは農作業の能率が低下することを防止するため必要があるもの又は地盤の沈下を防止するための農業用地下水の採取の規制により必要とされるもの

- (2) 小規模事業 受益面積の合計がおおむね10ヘクタール以上のもの

- 2 農業用排水施設内の水質及び農業用排水施設から公共用水域へ排出される排水の水質が、良質な農業用水の確保及び農村地域の環境保全を目的として都道府県知事が策定する農村地域水質保全計画の水質基準を満たしていない地域で行う事業であって、受益面積の合計がおおむね20ヘクタール以上のもの。

- 3 実施主体が県の場合は、耕土流出防止環境保全管理計画内の農用地面積が20ヘクタール以上であるもの。また、実施主体が市町村の場合は、耕土流出防止環境保全管理計画内の農用地面積が10ヘクタール以上であるもの。

- 4 管理者により点検がなされている等適切に管理されている施設であって、以下の要件を満たす施設に係る事業であること。

- (1) 第5の1の地域で整備した施設

ア 大規模事業 受益面積の合計がおおむね400ヘクタール以上のものであって、

(1)のアからウまでのいずれかに該当するもの

イ 小規模事業 受益面積の合計がおおむね10ヘクタール以上のもの

- (2) 第5の2の地域で整備した施設

受益面積の合計がおおむね20ヘクタール以上のもの

- (3) 第5の3の地域で整備した施設

ア 県営事業 耕土流出防止環境保全管理計画内の農用地面積が20ヘクタール以上のもの

イ 市町村営事業 耕土流出防止環境保全管理計画内の農用地面積が10ヘクタール以上のもの

第6 事業の実施等

事業実施主体は、別表1の区分1から区分4までに掲げる事業を実施しようとするとき

は、要綱第8の1の農村振興局長が別に定める書類として要領別紙9別記様式第1号又は要領別紙9別記様式第2号及び事業計画平面図を提出するものとする。また、別表1の区分2及び3に掲げる事業を実施しようとするときは次の1の書類を、区分4に掲げる事業を実施しようとするときは次の2の書類を提出するものとする。なお、第5の実施要件の1に基づいて、都道府県農業用水基準を定めた場合は、次の3の書類を提出するものとする。

また、別表1の区分5に掲げる事業を実施する場合にあっては、土地改良法によらない場合にあっては、要綱第8の1の事業計画概要書を提出するものとし、別表1の区分6に掲げる事業を実施する場合にあっては、要綱第8の1の農村振興局長が別に定める書類として、要領別紙1別記様式第5号により調査計画事業計画概要書を提出するものとする。

1 農村地域水質保全計画

農村地域水質保全計画は、次に定めるところによるものとする。

- (1) 都道府県知事は、農村地域及び公共用水域における水質汚濁が環境保全上及び農業利水問題となっている地域を対象として、農村の現状、公共用水域の水質保全計画等

(湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第61号）第4条第1項に規定する湖沼水質保全計画、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第4条の3第1項に規定する総量削減計画及び環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項の規定に基づき定められた水質の汚濁に係る環境上の条件について人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準（以下「環境基準」という。））を勘案して農村地域水質保全計画を作成するものとする。

- (2) 農村地域水質保全計画の内容は次のとおりとする。なお、この計画を作成する場合には、あらかじめ費用負担予定者及び施設の予定管理者の同意を得るものとする。

ア 農村地域水質保全計画の目的

イ 流域内の水質の現状

ウ 汚濁の原因

エ 水質保全の目標

a. 水質保全の目標

b. 水質基準

c. 環境に対する影響及び効果

オ 水質保全を図るための施設整備の概要

カ 附帯施設整備の概要

キ 関連他事業の内容

ク 施設維持管理予定者

ケ 施設維持管理方法

- (3) (2)のエのbの水質基準は、環境基準その他都道府県知事が必要と認める事項を基本とするとともに、次に掲げる事項に十分留意して作成するものとする。

ア 当該農業水利施設の現在の利用目的及び将来の利用目的の推移に配慮すること。

イ 当該農業水利施設の水質汚濁の状況、水質汚濁源の立地状況等を勘案すること。

ウ 当該農業水利施設の水質が現状よりも少なくとも悪化することを許容することとならないように配慮すること。

エ 水質保全の目標達成のための施策との関連に注意すること。

オ 当該農業水利施設からの排出先である公共用水域において指定されている水域類型の環境基準を考慮すること。

2 耕土流出防止環境保全管理計画

(1) 耕土流出防止環境保全管理計画は、次に掲げる事項を内容として作成すること。

ア 耕土流出防止対策実施計画

- a. 計画地域内の土地利用計画
- b. 農地の整備状況及び整備計画
- c. 計画地域内において有効な流出防止対策の概要

イ 営農的対策実施計画

- a. 環境保全営農計画
- b. 土づくり計画
- c. 推進体制

ウ 施設維持管理計画

- a. 施設ごとの管理主体
- b. 施設の維持管理計画

エ 事業実施計画

- a. 主要施設計画
- b. 事業費の総額及び内訳

(2) 県営事業の場合にあっては、県知事は、耕土流出防止環境保全管理計画を作成するにあたり、実施区域に係る市町村長と協議するものとする。

(3) 実施主体が市町村の場合にあっては、市町村長は、耕土流出防止環境保全管理計画を作成するにあたり、県知事の承認を得るものとする。

3 都道府県農業用水基準（都道府県農業用水基準を定める場合）

都道府県知事が策定する都道府県農業用水基準の内容は次のとおりとする。

(1) 農村振興局長が別に定める条件によらない理由

(2) 水質基準及びその根拠

第7 助成

別表1の区分3及び区分4の工種（4）に掲げる事業にあっては、国は予算の範囲内で水質保全対策事業に関連して必要となる経費について、要綱別記に掲げる経費に加え、調査費を別に定めるところにより助成することとする。

第8 その他

別表1の区分1の工種（1）のアに掲げる要件に該当する場合であっても、障害発生につき原因者による補償が可能であるもの又は通常の維持管理を怠ったことがその障害の発生の原因となっていることが明らかであるものについては、水質保全対策事業としては実施しないこととする。

別表 1

事業メニュー

区分	工 種	内 容
1 農業 用用 排水 施設 整備	(1)水質汚濁等に起因する障害を除去するための農業用排水施設 その他施設の新設、廃止若しくは変更又はこれと併せて行う客土	ア 次の（ア）から（エ）までのいずれかに該当する障害が生じている場合に、障害を除去するための農業用排水施設その他の施設の新設、廃止若しくは変更 （ア）人の健康を損なうおそれがある有害な農畜産物が生産されていること （イ）農作物等の生育が阻害されていること （ウ）農作業の能率の低下を来していること （エ）施設の管理に支障を来していること イ アと併せて行う客土 ウ 現にアの（ア）から（エ）までに掲げる障害は生じていないが、応急的な防止措置を実施しなければ容易にそれら障害が発生すると推定される程度の水質汚濁が生じている場合に行う農業用排水施設その他の施設の新設、廃止若しくは変更 エ ウと併せて行う客土
	(2)水質浄化施設整備	ア 水生生物の有する自然浄化機能を利用した浄化施設整備 イ 接触酸化水路、曝気施設等の浄化施設整備 ウ その他の浄化手法を利用した水質浄化施設整備 エ 水路及び貯水池のしゅんせつ オ 水質浄化施設の適切な管理を行うための管理用道路、駐車場、発電施設、照明施設、安全施設その他維持管理のために必要な施設整備
	(3)処理施設整備	水質浄化施設により発生した汚泥及び水生生物の適切な回収・処理等を行うための施設整備
	(4)併せ行う施設整備	上記の工種(1)から(3)までのいずれかと併せて行うことが技術的かつ経済的に適当と認められる農業用排水施設、その他の施設整備
2 水質 保全 施設 整備	(1)水質浄化施設整備	ア 水生生物の有する自然浄化機能を利用した浄化施設整備 イ 接触酸化水路、曝気施設等の浄化施設整備 ウ その他の浄化手法を利用した水質浄化施設整備 エ 水路及び貯水池のしゅんせつ オ 水質浄化施設の適切な管理を行うための管理用道路、駐車場、発電施設、照明施設、安全施設その他維持管理のために必要な施設整備
	(2)処理施設整備	水質浄化施設により発生した汚泥及び水生生物の適切な回収・処理等を行うための施設整備
	(3)環境保全施設整備	水質浄化施設と一体的に整備することで農村環境や自然環境等の保全に資するための施設整備

	(4) 面源負荷抑制施設整備	非特定汚染源となる農地や農業用排水路等からの負荷流出を抑制するための循環かんがい施設、漏水防止シート、浄化型暗渠排水、自動給水栓、節水かんがい施設、土層改良のための施設、その他負荷抑制に資する施設の整備
	(5) 併せ行う施設整備	上記の工種(1)から(4)までのいずれかと併せて行うことが技術的かつ経済的に適当と認められる農業用排水施設、その他の施設整備
3	支援事業	湖沼の水質保全に係る管理運営体制の整備、施設の最適運用を行うための試験運用、流出入負荷実態の把握及び検証、節水かんがいや濁水の流出を防止する用配水管理を普及させるための技術的指導、水質浄化に配慮した基盤整備導入に伴う掛かり増し経費への助成であって、次のアからウまでの条件をみたすもの ア 区分2の水質保全施設整備と併せて行うもの イ 支援事業実施期間は、原則として区分2の水質保全施設整備の完了予定の年の2年前から3年間とする ウ 支援事業費は区分2の水質保全施設整備の費用の5パーセント以内とする
4 耕土 流出 防止 施設 整備	(1) 流出水対策施設整備	農用地又はその後背地からの流水を排水施設等に導く承水路、排水施設及び沈砂施設等の整備
	(2) 発生源対策施設整備	農用地又はその周辺の土地の土壌の流出を防止するための法面保護、植生、勾配抑制、土層改良、暗渠排水等の土砂流出防止対策のための工事
	(3) 保全対策施設整備	既存の土砂流出防止施設の土砂補足能力及び維持管理作業の作業性、安全性等を向上させるための軽微な変更
	(4) 営農連携事業	水質保全に係る営農対策に要する資材支援、管理体制整備に係る活動支援、新たな耕土流出防止技術開発への支援であって、次のア及びイを満たすもの ア 上記の工種(1)から(3)までのいずれかと併せて行うもの イ 上記の工種(1)から(3)までの費用の合計の5パーセント以内とする
5	水質保全施設改修工事	区分1、2又は4に掲げる事業で整備された施設における自然的・社会的状況の変化等による機能低下を防止するために行う当該施設の変更
6	実施計画策定	事業に係る施設の諸条件等について調査等を行い、当該事業に必要な実施計画を策定するものとする。

別表 2

ア 農業用水に関する水質の基準値及び測定法

項 目	基準値	測 定 法
水素イオン濃度 (pH)	6.0以下又は7.5以上	日本産業規格K0102 (以下「規格」という) 12・1に掲げる方法
化学的酸素要求量 (COD)	6mg/1 以上	規格17に掲げる方法
無機浮遊物質 (SS)	100mg/1 以上	昭和46年12月28日環告59附表 6 に掲げる方法
溶存酸素 (DO)	5mg/1 以下	規格32に掲げる方法
全窒素濃度 (T-N)	1mg/1 以上	昭和46年12月28日環告59附表 7 に掲げる方法
砒 素	0.05mg/1 以上	規格61に掲げる方法
シアン	検出されること	規格38・1・2 及び38・2 又は38・1・2 及び38・3 に掲げる方法
アルキル水銀	〃	昭和46年12月28日環告59附表 4 の第 1 及び第 2 に掲げる方法
有機リン	〃	昭和46年12月28日環告59附表 1 及び 2 又は規格31・1 に掲げる方法
カドミウム	0.01mg/1 以上	規格55・2 に掲げる方法
鉛	0.1mg/1 以上	〃 54・2 〃
クロム	0.05mg/1 以上	〃 65・2 〃

イ 農業排水に関する水質の基準値及び測定法

項 目	基準値	測 定 法
水素イオン濃度 (pH)	6.0以下又は8.5以上	規格12・1 に掲げる方法
生物化学的酸素要求量 (BOD)	10mg/1 以上	規格21に掲げる方法
浮遊物質 (SS)	ゴミ等の浮遊が認められること	昭和46年12月28日環告59附表 6 に掲げる方法
溶存酸素量 (DO)	2mg/1 以下	規格32に掲げる方法

要領別紙 10（公害防除特別土地改良事業に係る運用）

第 1 趣旨

要領別表 1 の事業区分 1 の（9）に掲げる公害防除特別土地改良事業の運用及び取扱いについては、実施要綱及び実施要領によるほか、この運用及び要領別紙 10－2 の定めるところによる。

第 2 事業区分

公害防除特別土地改良事業は、事業者の事業活動によって生ずるカドミウム、いおう、銅、浮遊物質等による農用地の土壌又はかんがい用排水の汚染に起因して人の健康をそこなうおそれがある農畜産物が生産され、農作物等の生育が阻害され、又は農作業の能率が低下することを防止することにより、人の健康を保護するとともに、農業生産性の維持及び農業経営の安定を図ることを目的とした次の事業をいう。ただし、水質保全対策事業の区分 1（要領別紙 9 の別表 1 の区分 1 農業用排水施設整備をいう。）の事業を除く。

- 1 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和 45 年法律第 139 号。以下「農用地土壌汚染防止法」という。）第 3 条第 1 項の規定に基づき指定された農用地土壌汚染対策地域（農用地土壌汚染対策地域に隣接する地域であって当該農用地土壌汚染対策地域に準じて一体として事業を施行することが必要と認められる地域を含む。）において実施される同法第 5 条第 2 項第 2 号に掲げる事業
- 2 水質の汚濁等により、人の健康をそこなうおそれのある農畜産物が生産され、若しくは生育が阻害され、又はそれらのおそれが著しいと認められる場合及び農作業の能率が低下し、労働生産性が著しく害される場合において、汚濁等を防止し、除去し、又は回復するための事業
- 3 1 及び 2 に掲げるもののほか、カドミウム環境汚染要観察地域（カドミウムによる環境汚染暫定対策要領（昭和 44 年 9 月 11 日付け還公第 9098 号厚生省環境衛生局長通知）に基づき指定された地域をいう。）、公害健康被害の補償等に関する法律施行令（昭和 49 年政令第 295 号）別表第 2 第 2 号に掲げる地域又は別に定める地域であって、農用地土壌汚染防止法第 5 条に規定する農用地土壌汚染対策計画に準じた計画が策定された地域のうち、農用地の土壌汚染に起因して農業経営が著しく阻害される等、1 又は 2 に類する場合につき、その回復を図るために必要な事業
- 4 1 から 3 までの事業と併せて行うことが技術的又は経済的に必要かつ妥当なかんがい用排水、農道整備、ほ場整備（区画整理及びこれに附帯する事業をいう。）又は客土等の事業

第 3 事業の内容

事業区分 1 から 3 までの事業の内容は次のとおりとする。

- 1 水源を転換するためのダム、頭首工、揚水機、水路又は集水暗渠等の新設又は改修
- 2 かんがい用排水を分離するための施設等の新設又は改修
- 3 沈殿物又は汚水の流入によりき損等が生じたかんがい排水施設の機能低下を回復する事業

- 4 沈殿池、防じん施設、中和施設又は污水处理施設等の新設又は改修
- 5 かんがい用排水路の水質の汚濁による悪臭等を除去するための施設の新設又は改修
- 6 区画整理、客土、排土、混層耕又は反転耕等の事業及びこれに伴い必要な事業
- 7 代替農用地の造成又は地目変換の事業
- 8 農用地の土壌の汚染を除去するために必要な別に定める事業
- 9 事業に係る施設の諸条件等について調査等を行い、当該事業に必要な実施計画を策定するものとする。

第4 事業実施主体

都道府県又は市町村

第5 実施要件

- 1 県営事業にあっては、第2の1から3までの事業区分に掲げる事業の受益面積がそれぞれおおむね20ヘクタール以上であるもの
- 2 市町村営事業にあっては、第2の1から3までの事業区分に掲げる事業の受益面積がそれぞれおおむね10ヘクタール以上であるもの

第6 その他

- 1 第2の区分1、2及び3を実施する場合にあっては、事業費（公害防止事業費事業者負担法（昭和45年法律第133号）に基づく事業者負担を伴う場合は、その負担額を事業費から控除した額）から国の助成を除いた残額については、都道府県営事業にあっては都道府県が当該事業費の41/100以上を、市町村営事業にあっては都道府県が当該事業費の30/100以上を負担するものとする。
- 2 当該事業実施主体は、農村振興局長が別に定めるところにより、必要に応じて全体実施設計を作成するものとする。
- 3 第3の9の事業の実施に当たっては、要綱第8の1の農村振興局長が別に定める書類として、要領別紙1別記様式第5号により調査計画事業計画概要書を提出するものとする。

要領別紙 10－2（公害防除特別土地改良事業に係る取扱い）

第 1 事業の実施等

要領別紙 10 の事業を実施するに当たっての取扱い事項は、要領別紙 10 に定めるもののほか、以下のとおりとする。

第 2 要領別紙 10 の第 2 の 3 の別に定める地域

- 1 要領別紙 10 の第 2 の 3 の別に定める地域とは、次に掲げる地域を事業実施地域とする。
 - (1) その地域内の農用地において生産される米に含まれるカドミウムの量が米 1 キログラムにつき 0.4 ミリグラムを超えると認められる地域であること。
 - (2) (1) の地域の近傍の地域のうち次のア及びイに掲げる要件のいずれにも該当する地域であって、その地域内の農用地において生産される米に含まれるカドミウムの量及び(1)の地域との距離その他の立地条件からみて、当該農用地において生産される米に含まれるカドミウムの量が米 1 キログラムにつき 0.4 ミリグラムを超えるおそれが著しいと認められるものであること。
 - ア その地域内の農用地の土壌に含まれるカドミウムの量が(1)の地域内の農用地の土壌に含まれるカドミウムの量と同程度以上であること。
 - イ その地域内の農用地の土性が(1)の地域内の農用地の土性とおおむね同一であること。
- 2 1 の地域に該当するかどうかの判定のために行うカドミウムの検定の方法は、農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係るカドミウムの量の検定の方法を定める省令（昭和 46 年 6 月 24 日農林省令第 47 号）によるものとする。

第 3 先導的モデル事業

- 1 要領別紙 10 の第 3 の（8）の別に定める事業とは、要領別紙 10 の第 2 の 3 に規定する地域において、新技術を導入した工事等を実施し、当該技術の活用と普及を行う先導的モデル事業をいう。
- 2 1 に規定する先導的モデル事業における新技術とは、土壌浄化に係る工事等の新技術のうち、近年開発されつつある新しい工法、設計等又は他分野では技術的に確立されているが農業分野では全国レベルの技術が確立されていない工法、設計等で次のいずれかに該当するものをいう。
 - (1) 経済的な事業執行に資すると認められるもの
 - (2) 自然環境の保全に資すると認められるもの
- 3 都道府県知事は、先導的モデル事業の採択を受けようとするときは、次に掲げる事項を内容とする先導的モデル地区計画を策定し、事業計画概要書に添付するものとする。

なお、この計画を策定する場合には、あらかじめ受益者の同意を得るものとする。

 - (1) 新技術の概要
 - (2) 新技術の導入理由
 - (3) 予想される効果

(4) 従来技術との比較

- 4 先導的モデル事業を実施した場合の国の補助金を除いた残額は、都道府県、市町村等地方公共団体の費用をもって充当するよう努めるものとする。
- 5 先導的モデル事業は、土地改良法による土地改良事業以外の事業として実施する。

第4 農用地土壌汚染対策計画に準じた計画

- 1 都道府県知事は、要綱第8の2により、要領別紙10の第2の3の事業の採択を受けようとするときは、同項に規定する「農用地土壌汚染防止法第5条に規定する農用地土壌汚染対策計画に準じた計画」（以下「準対策計画」という。）を事業計画概要書に添付するものとする。
- 2 都道府県知事は、準対策計画を策定したときは、地方農政局長（北海道にあつては農村振興局長、沖縄県にあつては沖縄総合事務局長。）に協議し、その同意を得なければならない。

要領別紙 11（地すべり対策事業に係る運用）

第 1 趣旨

要領別表 1 の事業区分 1 の（10）に掲げる地すべり対策事業の運用については、実施要綱及び実施要領によるほか、この運用の定めるところによる。

第 2 事業内容

- 1 地すべり防止工事
地すべり防止施設の新設又は改良その他地すべりを防止するための工事
- 2 ぼた山崩壊防止工事
ぼた山崩壊防止施設の新設又は改良その他ぼた山の崩壊又は流出を防止するための工事
- 3 関連事業
(1) 暗渠排水、ため池の移転又は漏水防止、浸透の著しい水田の床締め又は畑地転換とこれに伴う区画整理、浸透の著しい用排水路の改修又は移転等地すべり防止工事と直接関連して行われ、地すべり防止の機能を果たすもの
(2) ため池の移転又は用排水路の移転等地すべりによる二次被害の増大を排除するもの
(3) 農道の整備又は区画整理等地すべり地帯において土地利用を合理化することにより地すべり防止工事と同様に地すべりによる被害を軽減することに役立つもの
- 4 地すべり防止施設長寿命化対策工事
地すべり防止施設に係る施設長寿命化計画に基づいた対策を実施するための工事
- 5 施設長寿命化計画策定
機能診断等の調査を行い、要領別紙 2 別記様式第 2 号の施設長寿命化計画を策定するものとする。

第 3 事業実施主体

- 1 第 2 の 1、2、4 及び 5 の事業にあつては、都道府県
- 2 第 2 の 3 の事業にあつては、団体

第 4 実施要件

地すべり対策事業における要件は次に掲げるとおりとする。

- 1 地すべり防止工事
総事業費が 7,000 万円以上のもの
- 2 ぼた山崩壊防止工事
総事業費が 7,000 万円以上のもの
- 3 関連事業
地すべりによる被害を除去又は軽減するために必要があると認められるもの
- 4 地すべり防止施設長寿命化対策工事
要領別紙 1 別記様式第 5 号の施設長寿命化計画等による施設長寿命化計画が策定されており、かつ、総事業費がおおむね 800 万円以上のもの

第5 事業の実施

- 1 第2の4の事業を実施するに当たっては、要綱第8の1の農村振興局長が別に定める書類として要領別紙11別記様式第1号により事業計画概要書を提出するものとする。
- 2 第2の3の事業の実施に当たっては、要綱第8の1の農村振興局長が別に定める書類として、要領別紙1別記様式第5号により調査計画事業計画概要書を提出するものとする。
- 3 施設長寿命化計画に基づく対策を実施するに当たっては、要綱第8の1の農村振興局長が別に定める書類として、要領別紙2別記様式3号により施設長寿命化計画の概要を作成し、提出するものとする。

第6 その他

第2の1の事業の完了に当たっては、地すべり防止施設の長寿命化に向けた管理方法を定めるものとする。

要領別紙 12（農業用施設等災害管理対策事業に係る運用）

第 1 趣旨

要領別表 1 の事業区分 2 の（1）に掲げる農業用施設等災害管理対策事業の運用については、実施要綱及び実施要領によるほか、この運用の定めるところによる。

第 2 事業内容

- 1 農業用施設等の災害に係る危機管理のために必要な情報に関するシステムの整備
- 2 土地改良施設における危機管理向上施設の整備
 - （1）雨量計若しくは水位計等の観測機器、緊急放流施設、緊急排水ポンプ、安全導排水路、洪水水位調節のための施設又は装置、ポンプ若しくはゲート等の遠隔操作装置、非常時の施設機能維持のための非常用電源装置又は防水対策施設等の整備
 - （2）農業用施設等の防災・減災のために必要な体制の整備及び体制等に基づいて行う行動
- 3 農地の防災機能増進工事
農地が本来有する多面的機能としての洪水調節機能の適切な発揮に必要な工事
- 4 簡易な施設整備
暫定的に減災機能を向上させる観点から行う簡易な施設整備工事
- 5 土地改良施設の利活用保全又は周辺環境の整備を行うため必要な以下の整備
 - （1）親水・景観保護のための施設
親水のための石積護岸、ブロック護岸又はこれらに類するもの、利用者の安全のための防護柵等及び利活用を考慮した照明設備、放送設備その他農村振興局長が必要と認める施設の整備
 - （2）生態系保全のための施設
蛍ブロック、魚巢ブロック、草生又はこれらに類するもの
 - （3）適切な利用と保全を図るための施設
安全管理上必要な巡回用道路（必要最小限の管理用駐車スペースを含む。）
・通路、案内板、照明、消雪施設又はこれらに類するもの。
 - （4）ため池の本来的な貯水機能に併せて緊急時の消防用水、生活用水等の貯水機能を付加させるために行う堤体の嵩上げ又はしゅんせつ及び防火用水として利用するために必要な取水施設、導水路又は遊水池等の整備
 - （5）しゅんせつ土の利用等による避難地等の基盤整備
 - （6）（4）又は（5）と併せ行う土砂溜堰堤等の管理施設の整備
 - （7）ため池等への転落等による被害の防止又は軽減を図るための安全施設の整備
- 6 特認事業
要領別表 1 の事業の効果を一層高めるために地方農政局長が必要と認める事業

第 3 事業実施主体

都道府県又は団体

第4 実施要件

- 1 第2の1から4までの事業を実施するにあつては、整備する土地改良施設の防災受益面積の合計がおおむね10ヘクタール以上であるもの。ただし、要領第2の2又は要領別紙3別表第1に掲げる地域で実施する場合にあつては、防災受益面積の合計がおおむね5ヘクタール以上であるもの。
- 2 第2の4の事業を実施するにあつては、次に掲げるすべての事項を満たすものとする。
 - (1) 暫定的な整備の合理性
施設の構造、立地条件、人的・物的被害の規模、地元負担及び都道府県の有する整備水準等を総合的に勘案して、国が定める設計指針等によらない方法により、暫定整備の整備水準を設定することが合理的である事由が明確なこと。
 - (2) 関係者への説明責任・同意
暫定整備の整備水準に関して、受益農家のみならず、ため池決壊等による被害が想定される区域の関係者・団体等に説明するとともに、関係者等の合意形成が図られていること。
 - (3) 暫定整備の整備水準の明示
暫定整備の整備水準に関して、標識等でその旨を明示すること。
 - (4) 減災活動・体制の整備の実効性
被害想定区域における避難活動、水位低下活動、警戒体制の整備又は水位観測計器等の設置等、減災活動・体制の整備が確実に実行されていること。
 - (5) 整備計画の明示
今後、国が定める設計指針等による方法により行う整備の実施計画を明示すること。
なお、施設の整備に当たって、国又は都道府県の河川担当部局と協議を要するものは、暫定整備の対象外とする。
- 3 第2の5の事業を実施する場合にあつては、次のいずれかに該当するもの。
 - (1) 要領別表1の1の事業の(1)から(3)までと併せ行うもの又は過去に実施したもの
 - (2) 関連する土地改良施設の受益面積が20ヘクタール以上であるもの。ただし、関連する土地改良施設がため池の場合にあつては、受益面積2ヘクタール以上であるもの

第5 事業の実施

- 1 第2の1の事業を実施するに当たっては、要綱第8の1の農村振興局長が別に定める書類として、要領別紙1別記様式第2号を提出するものとする。
- 2 第2の2の事業を実施するに当たっては、要綱第8の1の農村振興局長が別に定める書類として、要領別紙1別記様式第3号を提出するものとする。
- 3 農業用施設等災害管理対策事業を実施するに当たって、土地改良法によらない場合にあつても、要綱第8の1の事業計画概要書を提出するものとする（ただし、第2の5の事業を除く。）。
- 4 第2の5の事業を実施するに当たっては、要綱第8の1の農村振興局長が別に定める書類として、要領別紙12別記様式第1号により計画概要書を提出するものとする。

要領別紙 13（農村防災施設整備事業に係る運用）

第 1 趣旨

要領別表 1 の事業区分 2 の（2）に掲げる農村防災施設整備事業の運用及び取扱いについては、実施要綱及び実施要領によるほか、この運用及び要領別紙 13-2 の定めるところによる。

第 2 事業内容

事業内容は別表 1 のとおりとする。

第 3 事業実施主体

都道府県又は団体

第 4 実施要件

農村防災施設整備事業における要件は、次に掲げるとおりとする。

- 1 農村防災施設整備においては、次の（１）、（２）のいずれかの区域であり、かつ（３）を満たすこと
 - （１）要領第 2 の 2 に定める災害防除対策推進地域等であるもの。
 - （２）要領別表 1 の事業区分 1 の事業の受益地内もしくは要領別表 1 の事業区分 1 の事業の受益地内を含むその周辺地域であるもの。
 - （３）要領別紙 1 の第 2 の 1 の（２）の調査において必要と認められたものであるもの。
- 2 農業生産基盤整備においては、甚大な災害発生地域であり、下記の条件を満たすこと。
 - （１）要領別紙 13 別表 1 の 2 の（１）の事業 おおむね 60 ヘクタール以上
 - （２）要領別紙 13 別表 1 の 2 の（２）の事業 おおむね 60 ヘクタール以上
 - （３）要領別紙 13 別表 1 の 2 の（３）の事業 おおむね 40 ヘクタール以上
 - （４）要領別紙 13 別表 1 の 2 の（４）の事業 おおむね 50 ヘクタール以上
 - （５）要領別紙 13 別表 1 の 2 の（５）の事業 おおむね 20 ヘクタール以上
- 3 農村生活維持施設整備においては、甚大な災害発生地域であり、要領別表 1 の事業区分 1 の（２）から（４）又は要領別紙 13 別表 1 の区分 2 の事業と併せ行う事業であること。

第 5 事業の実施等

- 1 農村防災施設整備事業を実施するに当たっては、要綱第 8 の 1 の農村振興局長が別に定める書類として、要領別紙 13 別記様式第 1 号により農村防災施設整備事業計画書を提出するものとする。
- 2 要領別紙 13 別表 4 の事業の実施に当たっては、要綱第 8 の 1 の農村振興局長が別に定める書類として、要領別紙 1 別記様式第 5 号により調査計画事業計画概要書を提出するものとする。

第 6 その他

- 1 甚大な災害発生地域での事業実施に当たっては、災害復旧事業計画との関係を調整の上、

事業を行うものとする。

- 2 甚大な災害発生地域にあっては、災害が発生した年より5カ年以内に事業を着手すること。

要領別紙 13 別表 1

整備事業の事業種類及び内容

区 分	事業種類	事業内容	備 考
1 農村防災 施設整備	(1) 緊急避難路整備 (2) 緊急避難施設整備 (3) 防火水槽整備 (4) 緊急避難施設の耐震化 (5) 情報基盤施設整備 (6) 雪崩防止施設整備 (7) 防護柵等安全設備 (8) 災害防除林	集落の防災安全のために必要な道路の整備であって農道を補完するもの 集落の防災安全のために必要な避難施設その他の避難場所の新設及び変更 集落の防災安全のために必要な防火水槽及び附帯施設の新設及び変更 農林水産省所管に係る助成等をもって整備された施設のうち避難場所となっているものの耐震化 土地改良施設等の維持管理やこれに関する情報の伝達に必要な施設及びこれに附帯する緊急時の情報伝達に必要な情報基盤施設の整備 雪崩予防柵、防雪柵等の新設 集落の防災安全のために必要な土留工、安全柵等の新設及び変更 台風常襲地帯等で、風害防止のために行う植林で、農村振興局長が地域の実情に応じて特に必要と認めるものの新設及び変更	
2 農業生産 基盤整備	(1) 農業用排水施設整備 (2) 区画整理 (3) 農用地造成 (4) 農道整備 (5) 農用地の改良又は保全	農業用排水施設の新設、廃止又は変更 農用地等の区画形質の変更及びこれと相当の関連のある工事を一体として行う事業 農用地以外の土地の畑地への地目転換（農用地間の地目変更を含む。）とこれに附帯する施設の新設、廃止又は変更 農道、農道橋の索道又は軌道等運搬施設の新設又は変更 農用地の改良又は保全上必要な事業	
3 農村生活 維持施設整備	(1) 農業集落道路整備 (2) 営農飲雑用水施設整備 (3) 農業集落排水施設整備 (4) 農業施設等用地整備	農業集落周辺における農業生産基盤整備に係る農道を補完する農業集落道の新設及び変更 家畜の飼育、園芸作物等の栽培（かんがいを除く。）、農産物の洗浄等を主体とする営農飲雑用水施設の新設及び変更 農業用排水の水質保全、機能維持を図るために行う雨水・汚水を排除する施設及びこれと連絡する排水路並びにこれらに附帯する処理施設等の新設及び変更 区画整理により創設された非農用地の整備及び農業施設用地その他公共施設用地等に供するものの整備	
4 実施計画 策定等	(1) 実施計画策定	事業に係る施設の諸条件等について調査等を行い、当該事業に必要な実施計画を策定するものとする	

(2)耐震性点検・耐震化対策 整備計画策定	大規模地震発生のおそれのある地域(要領第2の2のアからエまで又はクのいずれかに該当する地域)において、施設の耐震性を調査するとともに、必要に応じて要領別紙2別記様式第1号の耐震化対策整備計画を策定するものとする。
--------------------------	--

要領別紙 13-2（農村防災施設整備事業に係る取扱い）

第 1 事業の実施等

要領別紙 13 の事業を実施するに当たっての取扱い事項は、要領別紙 13 に定めるもののほか、以下のとおりとする。

1 緊急避難路整備及び農業集落道整備

- (1) 道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 3 条第 1 号から第 3 号までの道路及び同条第 4 号の市町村道のうち幹線市町村道は対象としないものとする。
- (2) 道路附帯施設は待避所、防雪施設、防護柵、照明施設、交通安全標識等の施設とし農業集落道整備にあつては周辺環境の美化等を図るための修景施設等の整備を含むものとする。
- (3) 修景施設は植樹、芝生、水飲場、便所、遊歩道等とする。
- (4) 緊急避難路整備においては、防災の観点から避難及び緊急車両の通行に配慮した整備を実施できるものとする。

2 営農飲雑用水施設整備

- (1) 受益戸数は、おおむね 10 戸以上の施設とする。ただし末端受益戸数は、2 戸以上とする。
- (2) 営農飲雑用水施設の整備に当たっては、その用水の用途に応じて適切な水質を確保するよう留意するものとする。

3 農業集落排水施設整備

- (1) 受益戸数は、おおむね 20 戸（北海道、離島、沖縄県及び奄美群島にあつては 10 戸、集落排水路にあつては 10 戸）以上とする。ただし末端受益戸数は、2 戸以上とする。
- (2) 農業集落排水施設のうち、汚水の処理施設の整備に当たっては、農業集落排水資源循環統合補助事業実施要綱（平成 14 年 3 月 27 日付け 13 農振第 3438 号農林水産事務次官依命通知）及びこれと関連する規定に準ずるものとする。

4 農業施設等用地整備

区画整理等により創出された非農用地の整備に当たっては、次に掲げる用地の整備を実施できるものとする。

- (1) 農林水産省所管に係る助成又は融資の対象となっている施設
- (2) 地方公共団体が事業実施主体となって、地域住民の生活環境の改善のために整備する公用・公共施設
- (3) 防災対策上必要な施設及び被災時の仮設住宅等の建設の用に供する用地
- (4) がけ地の崩壊、土石流及び地すべり等による危険が著しいため、地方公共団体が条例で建築を制限している区域に存する危険集落の移転事業に必要な移転用地

5 情報基盤施設整備

整備する施設の内容は次に掲げるとおりとする。

- (1) 土地改良施設等の維持管理に必要な遠隔監視操作システムの設置又は改造・更新
- (2) 災害時の緊急通知を住民及び関係機関の間で相互の情報伝達を行うために必要な装置の設置又は改造

6 災害防除林

台風常襲地帯等の農地及び農村集落の風害防止のために行う植林で、農村振興局長が地域の実情に応じて必要と認められるものの整備を実施するものである。

7 甚大な災害発生地域とは、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年法律第 150 号）第 2 条に基づき指定された激甚災害に係る事象による被害を受けた地域であって、次に掲げる市町村内にあるものとする。

- （1）局地激甚災害指定基準（昭和 43 年 11 月 22 日中央防災会議決定）第 1 又は第 2 に相当する被害を受けた市町村
- （2）災害救助法施行令（昭和 22 年政令第 225 号）第 1 条第 1 項に相当する被害を受けた市町村

要領別紙 14（ため池緊急防災環境整備事業に係る運用）

第 1 趣旨

要綱別表 1 の区分Ⅲの（１）に掲げるため池緊急防災環境整備事業の運用及び取扱いについては、要綱及び実施要領によるほか、この運用及び要領別紙14－2に定めるところによる。

第 2 事業内容

1 監視・管理体制の強化

災害の発生を未然に防止するために必要な、雨量計や水位計等の観測機器の設置等の実施

2 緊急的な防災対策

ため池の防災機能を確保するために必要な、施設の軽微な補修、洪水調整のための水位低下、緊急時に対応するための排水ポンプの設置等の実施

3 地域防災上のリスク除去

ため池の統廃合及び代替水源の確保

4 ハード整備の着手促進

ハード整備に着手するために必要な、ため池敷地の所有者を確定するための相続関係の調査、所有者を確定するための申立てに必要な資料作成、用地境界を確定するための測量等の実施

5 実施計画策定

事業の実施に必要な、施設の諸条件等の調査及び実施計画の策定

第 3 事業実施主体

1 第 2 の 1、2、4（ため池の統廃合に係るものを除く。）及び 5 の事業にあつては、都道府県又は団体

2 第 2 の 3 及び 4（ため池の統廃合に係るものに限る。）の事業にあつては、都道府県又は市町村

第 4 実施要件

1 第 2 の 1 及び 2 の事業にあつては、防災重点農業用ため池であつて、受益面積がおおむね 2 ヘクタール以上のもの

2 第 2 の 3 の事業にあつては次に該当するもの

（１）防災重点農業用ため池であつて、想定被害額（農外）が 500 万円以上のもの

（２）統廃合に伴い代替水源を確保するための施設整備を伴うもの

3 第 2 の 4 の事業にあつては、次のいずれかに該当するもの

（１）第 2 の 3 の事業を実施するために行うものにあつては、2 の要件

（２）（１）以外の場合には、1 の要件

第 5 事業採択期間

事業採択期間は第2の1、2及び4の事業にあつては令和12年度までとする。ただし、第2の4の事業にあつては、第2の3の事業を実施するために行う場合は除く。

第6 事業の実施

- 1 本事業の実施に当たっては、防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法（令和2年法律第56号）第5条に基づく防災工事等推進計画に位置付けられたものを対象とする。
- 2 事業の実施に当たっては、要綱第8の1の農村振興局長が別に定める書類として要領別紙14別記様式第1号によりため池緊急防災環境整備事業計画概要書を提出するものとする。
- 3 事業を県営事業で実施する場合には、都道府県知事は、毎年4月末日までに、本事業の実施状況を要領別紙14別記様式第2号により、地方農政局長（北海道にあつては北海道開発局長を経由して農村振興局長、沖縄県にあつては沖縄総合事務局長）に報告するものとする。
- 4 事業を団体営事業で実施する場合には、市町村長は本事業の実施状況を都道府県知事に報告し、都道府県知事はこれを確認の上、毎年4月末日までに、本事業の実施状況を要領別紙14別記様式第2号により、地方農政局長（北海道にあつては北海道開発局長を経由して農村振興局長、沖縄県にあつては沖縄総合事務局長）に報告するものとする。
- 5 第2の5の事業の実施に当たっては、要綱第8の1の農村振興局長が別に定める書類として、要領別紙1別記様式第5号により調査計画事業計画概要書を提出するものとする。

要領別紙14－2（ため池緊急防災環境整備事業に係る取扱い）

第1 事業の実施等

要領別紙14の事業を実施する場合には、要領別紙14によるほか、次に定めるところによるものとする。

第2 地域防災上のリスク除去

要領別紙14の第2の3の事業にあつては、農業者等が管理するものであつて、災害発生の防止、安全管理又は水管理の合理化等を図ることを目的とするものに限るものとし、機能を統廃合する上で必要最低限の整備であつて、次の要件の全てに該当するものとする。

- 1 埋立てによる土地造成を行わないもの。ただし、堤体の掘削により生じる発生土のみで埋立てる場合を除く。
- 2 事業実施に先立ち、事業実施主体は廃止後の維持管理を行う者と、常時及び非常時の見回り方法、開削部等に異常が確認された場合の対応方法について、明らかにしていること。

第3 ハード整備の着手促進

要領別紙14の第2の4の所有者を確定するための申立てとは、不在者財産管理人の選任の申立て、土地の権利者が死亡している場合の相続財産管理人の選任の申立て等をいう。

要領別紙 15（ため池群管理体制整備事業に係る運用）

第 1 趣旨

要綱別表 1 の区分Ⅲの（２）に掲げるため池群管理体制整備事業の運用については、実施要綱及び実施要領によるほか、この運用に定めるところによる。

第 2 事業内容

要領別紙 3 の第 2 の 2 の事業と一体的に行う管理体制の見直しに必要なワークショップや研修の開催、広域管理計画の策定、広域管理の試行等の実施

第 3 事業実施主体

都道府県又は団体

第 4 実施要件

要領別紙 3 の第 2 の 2 の事業と併せ行うもの

第 5 事業の実施

事業の実施に当たっては、要綱第 8 の 1 の農村振興局長が別に定める書類として要領別紙 3 別記様式第 1 号により農用地災害防止ため池整備計画を提出するものとする。

要領別紙16（農業水利施設危機管理対策事業に係る運用）

第1 趣旨

要領別表1の事業区分2の（1）に掲げる農業水利施設危機管理対策事業の運用については、実施要綱及び実施要領によるほか、この運用の定めるところによる。

第2 事業内容

- 1 農業水利施設安全対策推進計画の策定
- 2 農業水利施設への転落等による被害の防止を図るための安全施設の整備

第3 事業実施主体

- 1 第2の1の事業にあつては、都道府県
- 2 第2の2の事業にあつては、都道府県又は団体

第4 実施要件

第2の1の事業にあつては、都道府県知事等が要領別紙16別記様式第1号の農業水利施設の安全対策実施方針に定めた対策であること。

第2の2の事業にあつては、都道府県知事等が要領別紙16別記様式第1号の農業水利施設の安全対策実施方針に定めた施設であり、かつ要領別紙16参考様式第1号の「農業水利施設安全対策推進計画」に位置付けられた施設であること。また、1地区当たりの事業費の合計が200万円以上となること。

第5 事業の実施

第2の1の事業の実施に当たっては、別記様式第1号、第3号及び要領別紙16別記様式第1号を提出するものとする。

第2の2の事業の実施に当たっては、別記様式第1号又は第2号、第3号及び要領別紙16別記様式第1号及び要領別紙16参考様式第1号を提出するものとする。

要領別紙17（防災重点農業用ため池緊急整備事業に係る運用）

第1 趣旨

要領別表1の事業区分1の（11）に掲げる防災重点農業用ため池緊急整備事業の運用及び取扱いについては、実施要綱及び実施要領によるほか、この運用及び要領別紙17-2の定めるところによる。

第2 事業内容

要領別紙17及び17-2において扱うため池は、防災重点農業用ため池とする。

1 ため池総合整備工事

（1）地震・豪雨対策型

耐震性の向上のための防災重点農業用ため池の改修又は地震からの安全を確保するために必要な管理施設の新設若しくは改修、豪雨による決壊の防止、その他の洪水調節機能の賦与・増進のために必要な防災重点農業用ため池の改修、附帯施設の整備及び併せ行うしゅんせつ又は農地等の洪水調節機能の発揮のための整備

（2）一般整備型

築造後における自然的・社会的状況の変化等に対応する場合又は人命、家屋若しくは公共施設等に被害を及ぼす災害の発生するおそれがある場合に早急に整備を要する防災重点農業用ため池の新設若しくは変更、新設と併せ行う廃止、しゅんせつ、附帯施設の整備、下流水路の整備若しくは管理施設の整備又は水質悪化が著しく、地域の農業生産及び周辺環境に対して悪影響を与えている防災重点農業用ため池の水質を改善するために必要な工事

2 ため池群整備工事

複数の防災重点農業用ため池を対象に行う、防災重点農業用ため池の決壊防止又は洪水調節機能の向上等に資する防災重点農業用ため池の改修、廃止、しゅんせつ、附帯施設の整備、周辺水路の整備、その他目的を達成するために必要な施設の整備

3 実施計画策定等

（1）劣化状況評価

第2の1及び2の必要性についての判断に資するために行う劣化による防災重点農業用ため池の決壊の危険性の評価

（2）豪雨耐性評価

第2の1（1）及び2の必要性についての判断に資するために行う豪雨による防災重点農業用ため池の決壊の危険性の評価

（3）地震耐性評価

第2の1（1）及び2の必要性についての判断に資するために行う地震による防災重点農業用ため池の決壊の危険性の評価

（4）ため池緊急防災対策情報整備

計画的に防災対策を推進するために行う調査及び諸元等の詳細情報の整備

（5）実施計画策定

事業に係る施設の諸条件等について調査等を行い、当該事業に必要な実施計画の策定

(6) ため池群調査計画策定

防災重点農業用ため池の決壊防止やため池の持つ洪水調節機能などの評価に必要な調査、整備計画策定に必要な調査、調査結果から、要領別紙3別記様式第1号の農用地災害防止ため池整備計画の策定

(7) ハード整備の着手促進

第2の1及び2に着手するために必要な、防災重点農業用ため池敷地の所有者を確定するための相続関係の調査、所有者を確定するための申立てに必要な資料作成、用地境界を確定するための測量等の実施

(8) 農業水利施設安全対策推進計画の策定

特に安全施設の整備が必要な防災重点農業用ため池について記載した、要領別紙16参考様式第1号の農業水利施設安全対策推進計画の策定

4 監視・管理体制の強化

災害の発生を未然に防止するために必要な、雨量計や水位計等の観測機器の設置等の実施

5 緊急的な防災対策

ため池の防災機能を確保するために必要な、施設の軽微な補修、洪水調整のための水位低下、緊急時に対応するための排水ポンプの設置等の実施

6 安全施設の整備

防災重点農業用ため池への転落等による被害の防止を図るため、転落防止用の安全柵や注意喚起のための看板の設置等の安全施設の整備

第3 事業実施主体

- 1 第2の1の(1)及び(2)(ため池の廃止)並びに第2の2の事業にあつては、都道府県又は市町村
- 2 第2の1の(2)(ため池の廃止に係るものを除く。)、第2の3の(1)から(7)まで及び第2の4から6までの事業にあつては、都道府県又は団体
- 3 第2の3の(8)の事業にあつては、都道府県

第4 実施要件

1 大規模事業

- (1) 第2の1の(1)の事業にあつては、防災重点農業用ため池であつて次のいずれかに該当するもの。

ア 防災受益面積がおおむね70ヘクタール以上であり、かつ、受益面積がおおむね40ヘクタール以上のもの。ただし、離島にあつては、防災受益面積がおおむね40ヘクタール(特例地域において行うものの防災受益面積については、おおむね30ヘクタール)以上であり、かつ、受益面積がおおむね40ヘクタール以上のもの

イ 防災受益面積がおおむね7ヘクタール以上であり、かつ、受益面積がおおむね2ヘクタール以上であつて、想定被害額(農外)が3億円以上のもの

- (2) 第2の1の(2)(ため池の廃止に係るものを除く。)の事業であつて、(3)に掲げる事業以外のものにあつては、次に該当するもの

ア 都道府県が行うもの

(ア) 受益面積がおおむね100ヘクタール以上のもの。ただし、奄美群島で行うものにあつては60ヘクタール以上のもの

(イ) 総事業費がおおむね8,000万円以上のもの

イ ため池の水質浄化に係るものについては、農村振興局長が別に定める条件に該当する地域で行うものであつて、総事業費がおおむね4,000万円以上のもの

(3) 中山間地域において都道府県が行う第2の1の(2) (ため池の廃止及びため池の水質改善に係るものを除く。)の事業にあつては、次に該当するもの

ア 受益面積がおおむね70ヘクタール以上のもの。ただし、奄美群島及び離島において行うものにあつては20ヘクタール以上のもの

イ 総事業費がおおむね4,000万円以上のもの

(4) 第2の2の事業にあつては、次に該当するもの

ア 防災効果を確保又は十分に発揮するために一体的に整備する必要があるものであつて、かつ、事業実施後に同一の管理下にあるものであり、次のいずれかに該当する2か所以上のため池を対象とするもの

(ア) ため池間の農業用水の調整により、洪水調節機能又は土砂流出防止機能が向上するもの

(イ) ため池からの流出水量の調整により、洪水調節機能が向上するもの

(ウ) 決壊した場合の被害想定範囲が重複するもの

イ ため池の受益面積の合計がおおむね80ヘクタール以上のもの

ウ ため池の防災受益面積の合計がおおむね200ヘクタール以上又は想定被害額(農外)の合計が10億円以上のもの

エ 特例地域において行うものにあつては、エの規定にかかわらず、ため池の防災受益面積の合計がおおむね140ヘクタール以上又は想定被害額(農外)の合計が7億円以上のもの

オ 離島において行うものにあつては、エの規定にかかわらず、ため池の防災受益面積の合計がおおむね80ヘクタール以上又は想定被害額(農外)の合計が4億円以上のもの

カ 特例地域であつて、かつ、離島である地域において行うものにあつては、エからカまでの規定にかかわらず、ため池の防災受益面積の合計がおおむね60ヘクタール以上又は想定被害額(農外)の合計が3億円以上のもの

キ 要領別紙3別記様式第1号の農用地災害防止ため池整備計画が策定されているもの

2 小規模事業

(1) 第2の1の(1)の事業にあつては、防災重点農業用ため池であつて次に該当するもの。ただし、ため池加速化対策として実施する場合にはこの限りではない。

ア 防災受益面積がおおむね7ヘクタール以上又は想定被害額(農外)が4,000万円以上であつて、かつ、受益面積がおおむね2ヘクタール以上のもの

イ 総事業費がおおむね4,000万円以上のもの

(2) ため池加速化対策として、第2の1の(1)の事業を実施する場合にあつては、次に該当するもの

ア 防災受益面積がおおむね7ヘクタール以上又は想定被害額（農外）が4,000万円以上のもの

イ 総事業費がおおむね4,000万円以上のもの

(3) 第2の1の(2)（ため池の廃止に係るものを除く。）の事業にあっては次に該当するもの。ただし、ため池加速化対策として実施する場合にはこの限りではない。

ア 受益面積がおおむね2ヘクタール以上のもの

イ 総事業費の合計がおおむね4,000万円以上のもの

ウ ため池の水質浄化に係るものについては、農村振興局長が別に定める条件に該当する地域で行うものであって、総事業費がおおむね4,000万円以上のもの

(4) ため池加速化対策として、第2の1の(2)（ため池の廃止に係るものを除く。）の事業を実施する場合にあっては、総事業費がおおむね4,000万円以上のもの

(5) 第2の2の事業にあっては、次に該当するもの

ア 防災効果を確保又は十分に発揮するために一体的に整備する必要があるものであって、かつ、事業実施後に同一の管理下にあるものであり、次のいずれかに該当する2か所以上のため池を対象とするもの

(ア) ため池間の農業用水の調整により、洪水調節機能又は土砂流出防止機能が向上するもの

(イ) ため池からの流出水量の調整により、洪水調節機能が向上するもの

(ウ) 決壊した場合の被害想定範囲が重複するもの

イ ため池の受益面積の合計がおおむね10ヘクタール以上のもの

ウ ため池の防災受益面積の合計がおおむね20ヘクタール以上又は想定被害額（農外）の合計が1億円以上のもの

エ 特例地域において行うものにあっては、エの規定にかかわらず、ため池の防災受益面積の合計がおおむね14ヘクタール以上又は想定被害額（農外）の合計が7,000万円以上のもの

オ 要領別紙3別記様式第1号の農用地災害防止ため池整備計画が策定されているもの

3 第2の1の(1)の事業の農地等の洪水調節機能の発揮のための整備にあっては、対策の対象となる農地面積が10ヘクタール以上であり、次に掲げるもの

(1) 対象農地の排水先にあたる排水施設の整備

(2) 対象農地の排水先にあたる排水施設の一部を兼ねる農道の整備

(3) 対象農地の関連整備

4 第2の1の(2)の事業のうち、ため池の廃止にあっては、廃止するため池の貯水量の合計が1,000立方メートル以上であって、総事業費の合計がおおむね4,000万円以上のもの

5 第2の1及び2の事業のうち、洪水吐きの洪水流下能力の増加等の豪雨対策に係る防災工事等を押さえ盛土等の地震対策に係る防災工事に先行して実施する場合にあっては、劣化状況評価の結果、堤体の劣化対策に係る防災工事が不要と判断されているもの

6 第2の3(7)、第2の4及び5の事業にあっては、防災重点農業用ため池であって、受益面積がおおむね2ヘクタール以上のもの

7 第2の3(8)の事業にあっては、都道府県知事等が要領別紙16別記様式第1号の農業水利施設の安全対策実施方針に定めた対策であること。

- 8 第2の6の事業にあつては、都道府県知事等が要領別紙16別記様式第1号の農業水利施設の安全対策実施方針に定めた施設であり、かつ要領別紙16参考様式第1号の「農業水利施設安全対策推進計画」に位置付けられた施設であること。また、1地区当たりの事業費の合計が200万円以上となること。

第5 事業の実施

- 1 本事業の実施に当たっては、防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法（令和2年法律第56号）第5条に基づく防災工事等推進計画に位置付けられたものを対象とする。
- 2 本事業を実施するに当たり、土地改良法（昭和24年法律第195号）によらない場合にあつても、要綱第8の1の事業計画概要書を提出するものとする。
- 3 第2の3（1）から（6）までの事業の実施に当たっては、要綱第8の1の農村振興局長が別に定める書類として、要領別紙1別記様式第5号により調査計画事業計画概要書を提出するものとする。
- 4 第2の2の事業の実施に当たっては、要綱第8の1の農村振興局長が別に定める書類として要領別紙3別記様式第1号により農用地災害防止ため池整備計画を提出するものとする。
- 5 第2の3（7）、第2の4及び5の事業の実施に当たっては、要綱第8の1の農村振興局長が別に定める書類として要領別紙14別記様式第1号によりため池緊急防災環境整備事業計画概要書を提出するものとする。
- 6 第2の3（7）、第2の4及び5の事業を県営事業で実施する場合には、都道府県知事は、毎年4月末日までに、本事業の実施状況を要領別紙14別記様式第2号により、地方農政局長等に報告するものとする。
- 7 第2の3（7）、第2の4及び5の事業を団体営事業で実施する場合には、市町村長は本事業の実施状況を都道府県知事に報告し、都道府県知事はこれを確認の上、毎年4月末日までに、本事業の実施状況を要領別紙14別記様式第2号により、地方農政局長等に報告するものとする。
- 8 第2の3（8）の事業の実施に当たっては、別記様式第1号、第3号及び要領別紙16別記様式第1号を提出するものとする。
- 9 第2の6の事業の実施に当たっては、別記様式第1号又は第2号、第3号及び要領別紙16別記様式第1号及び要領別紙16参考様式第1号を提出するものとする。

要領別紙17-2（防災重点農業用ため池緊急整備事業に係る取扱い）

第1 事業の実施等

要領別紙17の第2の事業を実施する場合は、要領別紙17によるほか、次に定める基準を満たすものとする。

第2 ため池総合整備工事（地震・豪雨対策型）

- 1 要領別紙17の第2の1の（1）の事業のうち、地震からの安全を確保するために必要な管理施設の新設又は改修

管理施設整備工事のみを行う場合には、あらかじめ事業完了後の施設の予定管理者及び維持管理計画を明らかにする。

- 2 要領別紙17の第2の1の（1）の事業のうち、豪雨による決壊の防止、その他の洪水調節機能の賦与・増進のために必要なため池の改修、附帯施設の整備及び併せ行うしゅんせつ又は農地等の洪水調節機能の発揮のための整備にあつては、工事を実施するため池が災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき作成する市町村地域防災計画に位置付けられることとする。

第3 ため池総合整備（一般整備型）

- 1 大規模事業の対象とする施設は、要領別紙17の第4の1に掲げる要件のほか、次に定める要件を満たすものとする。

（1）堤高がおおむね10メートル以上又は貯水量がおおむね10万立方メートル（中山間地域にあつては、おおむね5万立方メートル）以上のもの

（2）想定被害額がおおむね1億円以上で、かつ、農業関係（農用地、農業用施設、農作物、家畜、農業用建物、農機具等）以外の被害額が5,000万円以上を占め、さらに、関係市町村住民100名以上の生命に危険が予測されるもの（中山間地域にあつては、想定被害額が5,000万円以上で、かつ、関係市町村住民の生命に危険が予測されるもの。）

- 2 ため池の廃止は、災害発生の防止、安全管理又は水管理の合理化等を図ることを目的とするものに限るものとし、機能を廃止する上で必要最低限の整備であつて、次の要件の全てに該当するものとする。

（1）ため池の貯水量の合計がおおむね1,000立方メートル以上であること。

（2）埋立てにより土地造成がなされるときは、当該土地が公共の用に供されるものであること。ただし、堤体の掘削により生じる発生土のみで埋め立てる場合を除く。

（3）事業実施に先立ち、事業実施主体は廃止後の維持管理を行う者と、常時及び非常時の見回り方法、開削部等に異常が確認された場合の対処方法について明らかにしておくこと。

（4）従前に農業用水を貯留する施設として利用されていたものであつて、かつ、他の用途に使用していないもの

- 3 ため池のしゅんせつ工事は、ため池の安全性を損なわないものであつて、次のいずれかの要件を満たすものとする。なお、地域資源の有効利用の観点から、ため池のしゅんせつ土を耕土、基盤土等として利用するよう努めるものとする。

（1）貯水量に対する堆砂率がおおむね10パーセント以上のもの

- (2) 放流口付近の堆砂により、洪水時等における緊急放流が阻害されているもの
 - (3) 流域内の山崩れ、地すべり、林地荒廃等の特殊要因による堆砂を対象とし、かつ、貯水量がおおむね10万立方メートル以上30万立方メートル未満、堤高がおおむね10メートル以上のものであって、堆砂量がおおむね3万立方メートル以上のもの
 - (4) 池敷地内の土地造成に係るものであって、当該土地が公共の用に供され、かつ、その面積がおおむね1,000平方メートル以上のもの
- 4 水質悪化が著しく、地域の農業生産及び周辺環境に対して悪影響を与えているため池の水質を改善するために必要な工事については、次のとおりとする。
- (1) 以下の要件を満たすものとする。
 - ア ため池の水質汚濁により、施設機能障害、作物生育障害又は周辺環境への悪影響が生じていること。
 - イ 農家、地域住民、行政等の関係者がため池の水質改善策を協議するためのため池水質改善協議会の設置が見込まれること。
 - (2) 事業内容については次のとおりとする。
 - ア 水質を改善するために必要な農業用排水施設の新設又は変更
 - イ 水質浄化施設整備
 - (ア) 接触酸化水路、曝気施設等の浄化施設整備
 - (イ) その他の浄化手法を利用した水質浄化施設整備

第4 ため池群整備工事

事業費のうち国の助成を除いた残額は都道府県及び市町村等地方公共団体の費用をもって充当するよう努めるものとする。

第5 ハード整備の着手促進

要領別紙17の第2の(7)の所有者を確定するための申立てとは、不在者財産管理人の選任の申立て、土地の権利者が死亡している場合の相続財産管理人の選任の申立て等をいう。

第6 その他

- 1 ため池整備工事として実施する土砂ダム堰堤工事は、ため池の堤体に係る工事と併せて行うものに限るものとする。
- 2 要領別紙17の第4の1の(2)及び2の(3)に定める「農村振興局長が別に定める条件」とは、以下の条件に該当するものとする。

農用地の水質汚濁等に起因する障害を除去する必要があるものとして、要領別紙9（水質保全対策事業に係る運用）別表2の条件に該当する地域であって、当該地域で行われる事業の受益面積の合計がおおむね10ヘクタール以上のもの。ただし、要領別紙9（水質保全対策事業に係る運用）別表2のア及びイに掲げる項目以外に水質障害が認められる項目が存する場合又は作目等によって別途基準値を定める必要がある場合において、農用地の水質汚濁等に起因する障害を除去する必要があるときは、都道府県知事は、都道府県農業用水基準について、当該都道府県を単位として定め、要領別紙9（水質保全対策事業に係る運用）別表2に代えることができるものとする。

要領別紙18（ため池洪水調節機能強化事業に係る運用）

第1 趣旨

要領別表1の事業区分1の（12）に掲げるため池洪水調節機能強化事業の運用及び取扱いについては、実施要綱及び実施要領によるほか、この運用及び要領別紙18－2の定めるところによる。

第2 事業内容

- 1 洪水調節機能の付与・増進
洪水調節機能の付与・増進のために必要なため池の改修及び附帯施設の整備
- 2 低水位管理に必要な整備
ため池の低水位管理を行うために必要なため池の改修及び洪水吐きの切り欠き等の整備
- 3 洪水調節容量の活用に必要な整備
利水の用途を廃止するため池の洪水調節容量の活用に必要な改修及び附帯施設の整備
- 4 実施計画策定
事業に係る施設の諸条件等の調査及び当該事業に必要な実施計画の策定

第3 事業実施主体

- 1 第2の1及び3の事業にあつては、都道府県又は市町村
- 2 第2の2及び4の事業にあつては、都道府県又は団体

第4 実施要件

- 1 次のいずれかに該当するものとする。
 - （1）流域治水プロジェクト（次に掲げる通知に基づき策定・公表又は推進される「流域治水プロジェクト」をいう。）が策定若しくは改定された水系又は事業実施年度中に策定若しくは改定される見込みの水系で実施するもの
 - ア 流域治水プロジェクトの推進について（令和2年6月10日付け国水河計第16号・国水環第26号・国水治第30号・国水下事第19号・国水下流第12号国土交通省水管理・国土保全局河川計画課長・河川環境課長・治水課長・下水道部下水道事業課長・流域管理官連名通知）
 - イ 二級水系における流域治水プロジェクトの推進について（令和2年10月27日付け国水河計第39号・国水環第61号・国水治第85号・国水下事第38号・国水下流第26号国土交通省水管理・国土保全局河川計画課長・河川環境課長・治水課長・下水道部下水道事業課長・流域管理官連名通知）
 - （2）治水協定（「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針」（令和元年12月12日既存ダムの洪水調節機能強化に向けた検討会議決定）に基づき締結される協定をいう。）の締結が完了している水系又は事業実施年度中に締結される見込みの水系で実施するもの
 - （3）地方公共団体が策定若しくは締結する防災に係る計画若しくは協定に位置付けられたもの又は事業実施年度中に位置付けられる見込みのもの

2 大規模事業

第2の1及び3の事業にあつては、次のいずれかに該当するもの。

- (1) 防災受益面積がおおむね70ヘクタール以上のもの。ただし、離島にあつては、防災受益面積がおおむね40ヘクタール以上のもの
- (2) 防災受益面積がおおむね7ヘクタール以上であり、かつ、想定被害額（農業関係以外）が3億円以上のもの

3 小規模事業

- (1) 第2の1及び3の事業にあつては、次に該当するもの

ア 防災受益面積がおおむね7ヘクタール以上又は想定被害額（農業関係以外）が4,000万円以上のもの

イ 総事業費がおおむね800万円以上のもの

- (2) 第2の2の事業にあつては、防災受益面積がおおむね7ヘクタール以上のもの

第5 事業の実施

- 1 本事業を実施するに当たり、土地改良法（昭和24年法律第195号）によらない場合にあつても、要綱第8の1の事業計画概要書を提出するものとする。
- 2 第2の4の事業の実施に当たっては、要綱第8の1の農村振興局長が別に定める書類として、要領別紙1別記様式第5号により調査計画事業計画概要書を提出するものとする。

要領別紙18－2（ため池洪水調節機能強化事業に係る取扱い）

第1 事業の実施等

要領別紙18の第2の事業を実施する場合は、要領別紙18によるほか、次に定める基準を満たすものとする。

第2 低水位管理に必要な整備

事業実施後の低水位管理の方法について、ため池の維持管理を行う者（ため池の所有者又は管理者等）と合意されていること。

第3 洪水調節容量の活用に必要な整備

- 1 事業完了後の施設管理計画や財産移管等の取扱いについて、施設の予定管理者と合意されていること。
- 2 本事業の対象は、廃止する農業用ため池のほか、従前に農業用水を貯留する施設として使用されていたものであり、かつ、他の用途に使用していないものを含む。
- 3 事業費のうち国の助成を除いた残額は、都道府県及び市町村の費用を持って充当するよう努めるものとする。

要領別紙 19（湛水被害総合対策事業に係る運用）

第 1 趣旨

要領別表 1 の事業区分 1 の（13）に掲げる湛水被害総合対策事業の運用及び取扱いについては、実施要綱及び実施要領によるほか、この運用の定めるところによる。

第 2 事業内容

- 1 農業生産基盤整備事業等
別表のとおり

- 2 高付加価値農業施設移転等
湛水被害が生じている区域に既に設置されている高付加価値農業に係る施設の撤去又は移転及び附帯施設の整備

- 3 実施計画策定等

- （1）湛水被害総合対策計画策定

湛水解析や土地利用調整に必要な調査、当該地域の総合整備構想及び期待される効果等の検討並びに要領別紙19別記様式第 1 号の湛水被害総合対策計画の策定

- （2）実施計画策定

事業に係る施設の諸条件等の調査及び当該事業に必要な実施計画の策定

第 3 事業実施主体

都道府県

第 4 実施要件

- 1 過去10年間に 2 回以上の湛水被害が生じた地域であって次のいずれかに該当するものとする。

- （1）流域治水プロジェクト（次に掲げる通知に基づき策定・公表又は推進される「流域治水プロジェクト」をいう。）が策定若しくは改定された水系又は事業実施年度中に策定若しくは改定される見込みの水系で実施するもの

ア 流域治水プロジェクトの推進について（令和 2 年 6 月 10 日付け国水河計第 16 号・国水環第 26 号・国水治第 30 号・国水下事第 19 号・国水下流第 12 号国土交通省水管理・国土保全局河川計画課長・河川環境課長・治水課長・下水道部下水道事業課長・流域管理官連名通知）

イ 二級水系における流域治水プロジェクトの推進について（令和 2 年 10 月 27 日付け国水河計第 39 号・国水環第 61 号・国水治第 85 号・国水下事第 38 号・国水下流第 26 号国土交通省水管理・国土保全局河川計画課長・河川環境課長・治水課長・下水道部下水道事業課長・流域管理官連名通知）

- （2）治水協定（「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針」（令和元年 12 月 12 日既存ダムの洪水調節機能強化に向けた検討会議決定）に基づき締結される協定をいう。）の締結が完了している水系又は事業実施年度中に締結される見込みの水系で実施するもの

- (3) 地方公共団体が策定若しくは締結する防災に係る計画若しくは協定に位置付けられたもの又は事業実施年度中に位置付けられる見込みのもの
- 2 第2の1及び2に掲げる事業を実施する場合には、第2の3の(1)に規定する湛水被害総合対策計画が策定されていること。
- 3 第2の1の事業にあっては、受益面積の合計がおおむね20ヘクタール以上（中山間地域において行うものにあつては、受益面積の合計がおおむね10ヘクタール以上）あるもの
- 4 第2の1の事業内容は、次に掲げるいずれかのものとする。
 - (1) 農業生産基盤整備事業（要領別紙19別表の区分の欄の1の農業生産基盤整備事業をいう。以下同じ。）の事業種類の欄の(1)に掲げるものを実施するもの
 - (2) 農業生産基盤整備事業の事業種類の欄の(1)と併せて農業生産基盤整備事業の事業種類の欄の(2)から(8)まで及び要領別紙19別表の区分の欄の2から4までに掲げる事業のうち当該農業生産基盤整備事業と密接な関連のあるものとを併せて一体的に実施するもの
- 5 第2の2の事業にあっては、第2の1の事業と併せて一体的に実施するもの。

第5 事業の実施

- 1 本事業を実施するに当たり、土地改良法（昭和24年法律第195号）によらない場合に
あつても、要綱第8の1の事業計画概要書を提出するものとする。
- 2 第2の4の事業の実施に当たっては、要綱第8の1の農村振興局長が別に定める書類として、要領別紙1別記様式第5号により調査計画事業計画概要書を提出するものとする。

要領別紙 19 別表 （事業種類及び内容）

区 分	事業種類	事業内容
1 農業生産 基盤整備事業	(1) 農業用排水施設整備事業	湛水被害を防止するための農業用排水施設の新設、廃止又は変更
	(2) 農道整備事業	農道、農道橋、索道又は軌道等運搬施設の新設、廃止又は変更
	(3) 客土事業	農地につき行う客土（混層耕を含む）又はこれと一体的に実施する酸性土壌改良資材、リン酸資材及び有機質資材の投入等
	(4) 暗渠排水事業	農地につき行う暗渠の新設若しくは変更又は心土破碎工
	(5) 区画整理事業	農地等の区画形質の変更
	(6) 除礫	除礫
	(7) 農用地造成	農地の造成
	(8) 農地保全	農地の保全のため必要な事業
2 農業生産 基盤整備附帯 事業	(1) 土壌改良事業	土壌改良資材の投入等
	(2) 交換分合	農地等の交換分合
3 営農環境 整備事業	(1) 農業集落道整備事業	農業集落周辺における農業生産基盤整備事業に係る農道等を補完し、主として農業機械の運行等の農業生産活動、農産物の運搬等に供する農業集落道の整備
	(2) 農業集落防災安全施設整備事業	農業集落の防災安全のための土留、防護柵、排水工、防風林、防雪林、水路防護施設、防火水槽等の整備
	(3) 用地整備事業	区画整理による換地の手法によって捻出された用地又は農道、用排水路と一体として整備する用地であって、農業近代化施設、公用・公共用施設等の用地の整備
	(4) 農作業準備休憩施設	農作業の合理化、作業環境の改善等を図るための施設の整備
4 農業経営 高度化支援 事業	(1) 指導事業	土地利用調整及び農地の利用集積を推進するため、都道府県等が行う普及・指導活動
	(2) 調査・調整事業	関係農家の意向調査活動、土地利用調整活動、関係機関との調整等調査・調整活動

